

高等教育の無償化について

文部科学省 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

文部科学省「高等教育段階の教育費負担軽減」のホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

大学等奨学金事業の充実

2019年度予算案 1,272億円
(前年度予算額 1,161億円)



文部科学省

<2019年度予算案>

事業概要

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①給付型奨学金制度の着実な実施
- ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
- ③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備

など、大学等奨学金事業の充実を図るとともに、を進める。

①給付型奨学金制度の着実な実施 基金:140億円(35億円増)

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
無利子奨学金事業費:3,715億円(131億円増)

2018年度から本格的に開始した制度を着実かつ安定的に実施

【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：(国公立・自宅) 月額2万円(年額24万円)
(国公立・自宅外／私立・自宅) 月額3万円(年額36万円)
(私立・自宅外) 月額4万円(年額48万円)

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：41,400人〔うち新規 20,000人〕
(2018年度：22,800人)

新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

2020年度に予定する、新たな高等教育費の負担軽減方策に含まれる給付型奨学金の拡充に向けた準備を行うための体制を整備する。

③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 3億円(新規)

2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の円滑な実施に向けて、都道府県における事務処理体制の構築等の所要の準備に係る経費を措置

高等教育の無償化の趣旨

低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

制度の概要

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設
②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】2020年4月
(2020年度の在学学生(既に入学している学生も含む。))から対象)

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

2. 授業料等減免・給付型奨学金の概要

○ 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出。

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

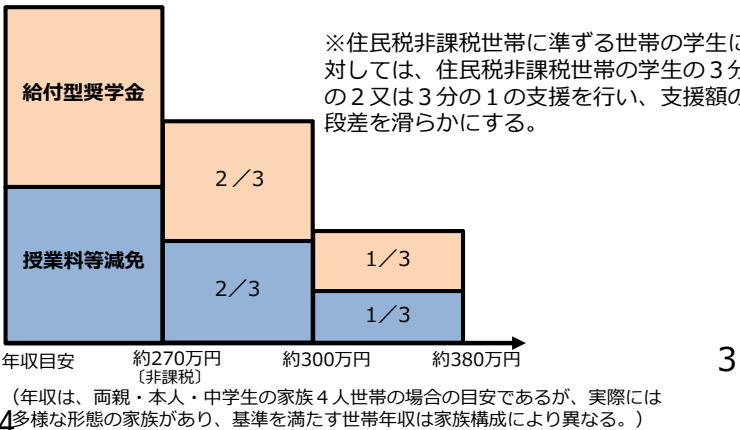
＜上限額の考え方＞
(国公立)
入学金・授業料ともに、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。
(私立)
入学金については、私立の入学金の平均額までを減免。
授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

○ 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給。
(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))
※自宅生 平均45万円 自宅外生 平均88万円

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円 自宅外生 約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円 自宅外生 約91万円

※高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置する。

＜給付額の考え方＞
学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置。
※閣議決定に即して措置。あわせて、大学等の受験料を措置。



3. 支援対象者の要件(個人要件)等

- 【学業・人物に係る要件】
- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
 - 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認。
 - 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。
- 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。

 - i 退学・停学の処分を受けた場合
 - ii 修業年限で卒業できないことが確定した場合
 - iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
 - iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

○ 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。

 - i 修得単位数が標準の6割以下の場合
 - ii GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
(斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討中)
 - iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合
- 【その他】
- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること。
 - ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
 - ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）。
 - 在学中の学生については、直近の住民税課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

4

4. 大学等の要件(機関要件)

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。
- 1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
 - ※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
 - 2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
 - 3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
 - 4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を開示していること。

〔経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い〕

- ★ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされないことがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。
 - ・法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。

5

(費用負担の基本的な考え方)

- ①給付型奨学金の支給（学生個人への支給）
 - ・国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給。
- ②授業料等減免（大学等が実施する減免に対する機関補助）

設置者の区分・学校の種類		授業料等減免に係る費用の負担者・割合		機関要件の確認者
国立	大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	全額	国（設置者）
私立	大学・短大・高専	国（所轄庁）	全額	国（所轄庁）
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	全額	都道府県・市町村（設置者）
私立	専門学校	国及び都道府県（所轄庁）	国1/2、都道府県1/2	都道府県（所轄庁）

- ・国公立大学等は、設置者が全額負担し、各学校に交付。
 - ・私立大学・短大・高専は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付。
 - ・私立専門学校は、国と都道府県が1／2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付。
- (事務費等)
- 国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置。

- (地方財政計画及び地方交付税の対応)
- 今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

(参考) 高等教育無償化に係る国と地方の財源負担（試算）について

(単位:億円)

区分	負担割合		国・地方合計		
	国	地方		うち国	うち地方
給付型奨学金	10/10	—	3,500	3,500	—
授業料減免			4,200	3,700	500
うち公立大学等	—	10/10	200	—	200
うち私立専門学校	1/2	1/2	600	300	300
合計			7,600	7,100	500

※ 支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算。
※ 端数調整のため計と内訳が一致しない。

- 今回の支援措置の実施のため、2019年の通常国会に、授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の拡充などを内容とする法律案を提出（2/12）。
- 法案成立後、速やかに関係する政省令等を整備し、2020年4月からの支援措置実施に向けて下記のような様々な準備行為を行う。

事項	2019年度			2020年度～
給付型奨学金 ・生徒が高校を通じて、日本学生支援機構（JASSO）に申込		【進学前の予約採用手続】 ①採用申込 ・経済状況：生徒本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：高校等が生徒の進学意欲等を確認、JASSOに報告 ②JASSOによる要件の確認 ③採用候補者の決定	<既に大学等に在学している学生> ・経済状況：学生本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：大学等が学生の学習状況を確認、JASSOに報告 ※年度内に手続を実施するのは初年度のみ	支給開始（進学後）
授業料等減免 ・進学後、学生が大学等に申請				【大学等での手続】 ①減免申込 ②大学等による要件の確認（JASSOと連携） ③授業料等の減免
機関要件の確認 ・大学等が機関要件の確認を申請		【機関要件の確認手続】 ①確認申請 ②機関要件の確認	対象大学等の公表	

8

高等教育の無償化の2020年4月からの実施に向けて (2019年度予約採用)

【現行制度】

- 給付型奨学金：年額24万円～48万円
（※国立大学等で授業料減免を受けている場合は減額あり）
- 授業料減免：各大学等が独自に実施
- 高校等ごとの推薦枠あり
 - ・高校等がJASSO（(独)日本学生支援機構）のガイドラインに基づき策定した推薦基準に基づいて選考
 - ・学業要件（成績・意欲）のみならず、経済要件（所得・資産）の確認にも高校等が関与
 - ・資産要件の確認のため通帳の写しを学校経由で提出
- 予約採用のみ（進学後の申請不可）

【新制度】※現在検討中の案

- 給付型奨学金：**年額35万円～91万円に大幅拡充**
（※大学・専門学校の場合。高等専門学校は5～7割の額を措置）
- 授業料減免：各大学等が法律に基づき実施
- 高校等ごとの推薦枠なし
 - ・高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、学習意欲や進学目的等を確認。
（ただし、進学後には、学習状況に厳しい要件）
 - ・**経済要件（所得・資産）**についてはJASSOにおいて確認
 - ・**資産要件の確認は自己申告による（通帳の写しの提出不要）**
- 予約採用・**在学採用を実施（進学後の申請も可）**

新しい制度の予約採用手続は、進学前の高校3年生等を対象として、本年夏以降に実施する予定です。
これまで経済的事情により進学を断念せざるを得なかった生徒にも進学の機会を確保できることとなる新たな支援措置の内容について周知をお願いします。

また、新しい制度では、高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、明確な進路意識と強い学びの意欲を確認しますが、一方で、大学等への進学後には、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。

生徒が予約採用を申し込むに当たり、適切な進路指導を通じて、制度についての理解を促すとともに、進路意識や学習意欲があることについて十分な確認を行っていただくようお願いいたします。

(今後のスケジュールのイメージ) *平成31年の通常国会に、関連法案を提出(2/12)

- 遅くとも5～6月頃**：給付型奨学金の予約採用の募集案内
- (夏頃)：支援の対象となる大学等の公表（※機関要件を満たす大学・専門学校が対象））
- 夏頃**：予約採用の申込みの受付
- 年内メド：予約採用候補決定通知
- 4月以降（進学後）：学生が進学届を大学等を通じてJASSOに提出 → 給付開始
- 同：学生が大学等に授業料等の減免の申込み → 授業料等の減免開始

9

大学等における修学の支援に関する法律案の概要

<日切れ扱い>

趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対応に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。

【第3条】

I. 授業料等減免制度の創設

（1）学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】

※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）

（2）減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】

（3）支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。

【第7条】

（参考）支援の対象となるための要件（省令で規定）

- ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
- ・外部人材の理事への複数任命 ・適正な成績管理の実施・公表 ・法令に則った財務・経営情報の開示
- ・経営に問題のある大学等でないこと

（4）授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

学校種	交付金の交付・要件確認を行う者
国立大学・高専	国（設置者）
私立大学・高専	国（所轄庁）
公立大学・高専	都道府県・市町村（設置者）
私立専門学校	都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担）

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

（1）学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】

（2）学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）

【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】

（3）政府から機構への学資支給に要する費用の補助

【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

III. その他

（1）私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。

【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】

（2）施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

IV. 施行日

- **平成32年4月1日を予定。**法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

福祉事務所未設置町村による相談事業の実施イメージ

具体的な支援の流れ

- ① 事業実施前に都道府県及び郡部の自立相談支援機関との間で、役割分担や連絡・連携体制及び一次相談窓口の開設の周知方法などを調整。
- ② 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱に基づく、一次的な相談支援として、生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、自立相談支援機関との連絡調整、自立相談支援事業の利用助奨その他の必要な援助等を行う窓口を開設。
- ③ 生活困窮者等から来所や訪問による相談を受け付け、他制度の情報提供や他機関へのつなぎ、その他助言等を実施。また、自立相談支援機関による支援が必要と判断される場合は、自立相談支援事業等の利用助奨を行い、同意を得た上でつなぐ(下段⑥)。
- ④ (郡部の自立相談支援機関が実施) 自立相談支援事業の利用申請や困難ケースへの助言、訪問対応など、町村の一次相談窓口のバックアップ。
- ⑤ 受け付けた新規相談の内、相談や助言、他機関へのつなぎのみで終了したケースを含めて、別添1※により郡部の自立相談支援機関へ報告。(郡部の自立相談支援機関がシステムへ新規相談として入力)
- ⑥ 自立相談支援事業等へつなぐ場合は、郡部の自立相談支援機関が相談者本人と接触する前に、相談者本人の同意を得た上で、情報(別添1※の写し等)を提供する。なお、必要に応じて、都道府県の支援のサポートや生活困窮者に対するフォローアップ体制の構築(下段⑦)を適切に行う観点等から支援調整会議へ参加する。
- ⑦ 自立相談支援事業による支援が始まった後もその実施状況や相談者の状態に関する情報を確認するなど適宜、都道府県の支援をサポートするとともに、相談者のフォローアップに努める。
また、自立相談支援事業の支援の終結に当たっては、都道府県とともに地域における見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行うほか、相談者の状況の把握や再相談に応じることができる体制を整えておくことが望ましい。

※「別添1」とは、「参考帳票類」及び「同意のない新規相談報告用の「参考報告様式」をいう。

留意点

- 本事業を実施した場合であっても、自立相談支援事業の実施主体は引き続き都道府県であることから、都道府県には相談対応を行う福祉事務所未設置町村に対しても適切な事業実施を行うことが求められること。
- 本事業は、都道府県が町村に対し相談対応の実施を依頼し、実質的に権限移譲になることを想定しているものではなく、都道府県の果たすべき役割を減じるものではないことから、福祉事務所未設置町村は、当該事業を実施するに当たって、予め管轄する都道府県とそれぞれの役割分担や連携方法を調整すること。



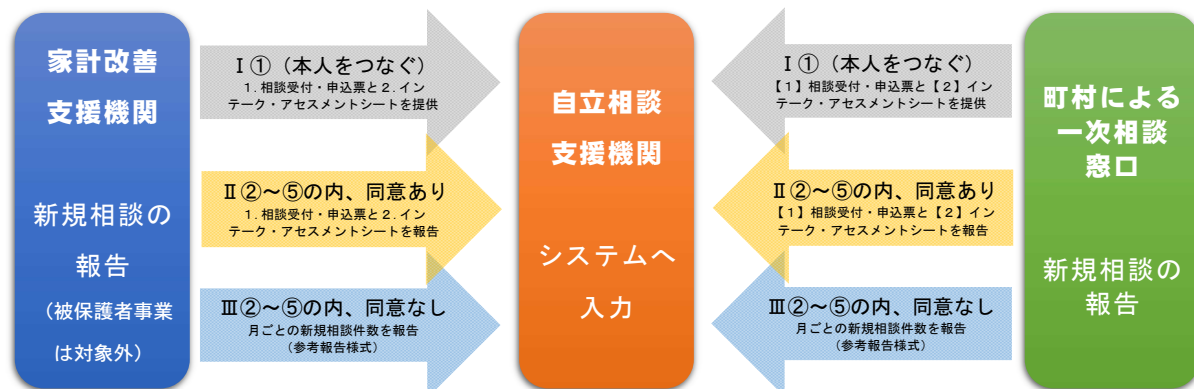
「家計改善支援事業」及び「福祉事務所未設置町村による相談事業」による自立相談支援機関への新規相談の報告方法例

○家計改善支援機関及び町村による一次相談窓口において、生活困窮者等の新規相談を受け付ける。

○受け付けた相談をスクリーニングし、

- ①生活困窮者自立支援制度による支援が必要であり、相談者の同意を得て自立相談支援機関へつなぐ
- ②生活困窮者自立支援制度による支援が必要であるが、相談者の同意が得られないため、同意に向けて取り組む
- ③情報提供や相談対応のみで終了
- ④他の制度や専門機関で対応が可能であり、その制度や専門機関へつなぐ
- ⑤スクリーニング判断前に中断・不明(連絡が取れない/転居等)

に振り分ける。その内、①以外についても本制度の新規相談件数としてカウントできるよう家計改善支援機関及び福祉事務所未設置町村による相談機関に対して、下図のような方法により、自立相談支援機関への報告を徹底することが考えられる。



【1】相談受付・申込票【本人等記入→スタッフが追加聞き取り】
＜紙で使用→基本情報等はDB入力、利用申込書として紙で保管＞※必須

参考帳票類

当該「参考帳票類」の項目は、自立相談支援機関使用標準様式の項目を使用しており、自立相談支援機関で使用している「業務支援ツール」と連動しております。よって、この帳票の入力項目は、生活困窮者自立支援制度の統計情報として使用されていますので、様式としてだけでなく、自立相談支援機関へ報告（本人同意がある場合）の際にもご利用ください。

（※：基本的に必ず入力求められる項目）

【1】相談受付・申込票【本人等記入→スタッフが追加聞き取り】
＜紙で使用→基本情報等はDB入力、利用申込書として紙で保管＞※必須

※受付機関	☐ 自立相談 ☐ 家計改善 ☐ 町村の一次相談窓口	相談受付・申込票			
※ID	任意のID	※初回相談 受付日	西暦 年 月 日	受付者	

■基本情報

ふりがな			性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ ()	
氏名			生年月日	西暦 年 月 日 (歳)	
住所	〒 ー				
電話	自宅	() ー	携帯	() ー	
メール					
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名		来談者の ご本人と の関係	☐ 家族(本人との続柄:) ☐ その他()	
	電話	() ー			

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。					
	病気や健康、障害のこと		住まいについて		収入・生活費のこと
	家賃やローンの支払いのこと		税金や公共料金等の支払いについて		債務について
	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について
	家族との関係について		子育てのこと		介護のこと
	ひきこもり・不登校		DV・虐待		食べるものがない
	その他()				
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。					

■相談申込み欄

○様
上記の相談内容等について、自立・家計改善支援の利用を申し込みます。
また、相談支援にあたり必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。
西暦____年____月____日 本人署名_____ 印

【2】 インテーク・アセスメントシート 【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

受付機関	☐ 自立相談 ☐ 家計改善 ☐ 町村の一次相談窓口	インテーク・アセスメントシート			
ID		氏名		最終更新日	西暦 年 月 日
サブ区分 フラグ		関連する ID		過去の相談者ID （一番古いID）	

■相談経路・相談歴

当初 相談経路	相談の きっかけ	来談者	面談の場所・方法
		☐ 本人 ☐ 家族・知人 ☐ 関係者	☐ 直接来所 ☐ 電話・メール ☐ 自宅 ☐ 関係先
		☐ 自立相談支援機関がアウトリーチ	
		☐ 紹介（機関名：_____） ☐ 国、自治体、自立相談支援機関等の周知（ホームページ・広報・チラシ等） ☐ その他（_____）	
「相談のきっかけ」で「紹介」にチェックした場合の紹介元の機関（あてはまるものすべてにチェック）			
就 労		保 護	☐ ハローワーク ☐ 職業訓練機関 ☐ 就労準備支援機関 ☐ 地域若者サポートステーション ☐ 就労支援法人・団体（就労訓練事業を含む） ☐ 一般企業 ☐ 各種協同組合（生協等） ☐ 農業者・農業団体
			☐ 福祉事務所（生活保護担当部署） ☐ ホームレス支援機関 ☐ 一時保護施設 ☐ 警察 ☐ 更生保護施設・自立準備ホーム ☐ 地域生活定着支援センター
医 療		生 活・ 金 銭	☐ 医療機関 （ ☐ 医療機関の内、無料低額診療実施機関） ☐ 行政の保健担当部署
			☐ 行政の税担当部署 ☐ 行政の保険・年金担当部署（年金事務所含む） ☐ 社会保険労務士 ☐ 家計改善支援機関 ☐ 食糧支援関係団体（フードバンク等） ☐ 小口貸付（生活福祉資金除く） ☐ 社会福祉協議会（生活福祉資金） ☐ 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業） ☐ 成年後見人制度の支援機関 ☐ 法テラス・弁護士・司法書士 ☐ 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
障 害		住 居	☐ 行政の障害担当部署 ☐ 基幹相談支援センター ☐ 精神保健福祉センター ☐ 障害者就業・生活支援センター ☐ 障害者就労支援事業所 ☐ その他障害者支援機関・施設
			☐ 行政の住宅施策担当部局（居住支援協議会） ☐ 居住支援法人 ☐ 不動産・保証関係会社
高 齢		そ の 他	☐ 行政の高齢担当部署 ☐ 地域包括支援センター ☐ 居宅介護支援事業所・その他介護事業所
			☐ 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 ☐ 民生委員・児童委員 ☐ 外国人支援団体・相談窓口 ☐ ひきこもり支援機関 ☐ NPO・ボランティア団体 ☐ 商店街・商工会等経済団体 ☐ 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 ☐ ライフライン民間事業者（電気・ガス・水道） ☐ 保健所（動物・ペットの多頭飼育等） ☐ 社会福祉協議会（資金、日常生活自立支援以外） ☐ その他行政の担当部署 ☐ 家族・親族・その他キーパーソン ☐ その他1（_____） ☐ その他2（_____）
子 ど も ・ 人 権			☐ 行政の子ども家庭担当部署 ☐ 教育委員会 ☐ 保育所・幼稚園・子ども園 ☐ 小・中・高（特別支援含む）学校 ☐ 大学等（高等専門学校、専修学校、各種学校含む） ☐ その他教育機関 ☐ 家庭児童相談室（福祉事務所） ☐ 児童相談所・児童家庭支援センター ☐ 児童福祉施設 ☐ 地域子育て支援センター ☐ その他子育て支援機関 ☐ 行政の人権担当部署 ☐ 男女共同参画センター ☐ 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター

【2】 インテーク・アセスメントシート 【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

支援会議での検討の有無（注意：この欄のみ相談者への確認をするのではなく事業実施者で確認すること）	
☐ なし	☐ あり（対象となった直近の会議時期：西暦 年 月 日（累計：__回目））
生活困窮者自立支援制度の相談歴の有無	
☐ なし	☐ あり（ ☐ 相談のみ ☐ 支援中断 ☐ 支援終結）
相談歴の概況／相談経緯（誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載）	

■本人の主訴・状況（生活歴を含む）

--

【2】 インテーク・アセスメントシート 【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

■本人の主訴・状況(続き)

(1) 家族・地域関係・住まい

同居者	☐ 有(自分を含んで_____人) ☐ 無	別居の家族	☐ 有() ☐ 無
婚姻	☐ 未婚 ☐ 既婚 ☐ 離別 ☐ 死別 ☐ その他(_____)	子ども	☐ 無 ☐ 有(_____人 →扶養_____人)
家族の状況(子どものことを含む)			
住居	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 賃貸アパート・マンション ☐ 公営住宅 ☐ 会社の寮・借り上げ住宅 ☐ 野宿 ☐ その他(_____)	地域との関係	
特記事項			

(2) 健康・障害

通院状況	☐ 通院している ☐ 通院していない/健康状態良い ☐ 通院していない/健康状態悪い	通院先/服薬・診断・症状等	
健康保険	☐ 国民健康保険 ☐ 健康保険(国保以外) ☐ 加入していない	障害手帳等	☐ 無 ☐ 有→ ☐ 身体(_____級) ☐ 知的(療育)(_____) ☐ 精神(_____級) ----- 自立支援医療 ☐ 利用 ☐ 利用せず
特記事項			

(3) 収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額_____円) 月々出ていくお金 (月額_____円)	家計状況	
課税状況	☐ 住民税非課税世帯である ☐ 住民税非課税世帯ではない	滞納	☐ 滞納あり ☐ 滞納なし
		債務	☐ 債務あり ☐ 債務なし
公的給付(受給中)	☐ 雇用保険 ☐ 老齢年金・遺族年金 ☐ 障害者年金 ☐ 特別障害者手当 ☐ 児童手当 ☐ 児童扶養手当 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 住居確保給付金 ☐ その他(_____)	生活保護	
特記事項			

【2】 インテーク・アセスメントシート 【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

(4) 職業・職歴等

① 概況

就労状況	☐ 就労している ☐ 就労しているが、転職先を探したい/探している ☐ 今後、就労予定(就労先決定済み) ☐ 仕事を探したい/探している(現在無職) ☐ 仕事をしていない(仕事は探していない)	最終学歴等	☐ 中学(高校未入学) ☐ 中学(高校中退) ☐ 高校(大学中退を含む) ☐ 特別支援学校(学級を含む) ☐ 専門学校・専修学校・各種学校 ☐ 高等専門学校 ☐ 短大 ☐ 大学・大学院 ☐ その他 ----- → ☐ 現在、就学中
直近の離職後年数	☐ 6ヵ月未満 ☐ 6ヵ月以上～1年未満 ☐ 1年以上～2年未満 ☐ 2年以上 ☐ 仕事をすることがない	資格・技術	☐ 自動車免許 ☐ その他資格・技術 (_____)
希望職種等			

② 現在の職業

職業	業務内容		雇用形態
勤務年数	月収	賞与の有無・回数等	賞与(年間)
_____年_____ヵ月	万円		万円

③ 過去の職歴 ※現在に近い順に上から記載

勤務期間		雇用形態	月収	職業・業務内容
西暦_____年_____月～ 西暦_____年_____月	_____年 _____ヶ月		万円	
西暦_____年_____月～ 西暦_____年_____月	_____年 _____ヶ月		万円	
西暦_____年_____月～ 西暦_____年_____月	_____年 _____ヶ月		万円	

④ 職業・職歴等の特記事項

--

(5) その他の特記事項

--

【2】 インテーク・アセスメントシート 【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

■緊急支援

緊急支援の必要性			
☐ なし ☐ あり(具体的な状況: _____)			
緊急支援の内容			
☐ 住居確保給付金	<申込日> 西暦____年____月____日		給付額 円/月
	給付期間 西暦____年____月～西暦____年____月____月		
☐ 一時生活支援事業	<申込日> 西暦____年____月____日		支援期間 西暦____年____月____日 ～ 西暦____年____月____日
☐ 生活福祉資金 (____資金)	<申込日> 西暦____年____月____日		貸付総額 円
	貸付期間 西暦____年____月～西暦____年____月____月		
☐ その他の貸付	<申込日> 西暦____年____月____日		機関名: 貸付総額 円
	貸付名称: 貸付総額 円		
☐ 食糧支援 (フードバンク等)	<申込日> 西暦____年____月____日		提供食数 日分
	提供元機関: 提供食数 日分		
その他緊急支援の実施状況			

■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

課題と 背景要因				
課題のまとめ と支援方針 (300字以内で 整理)				
相談者に 関わる 課題と特性	☐ 病気 ☐ けが ☐ 障害(手帳有) ☐ 障害(疑い) ☐ 自死企図 ☐ その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) ☐ 住まい不安定 ☐ ホームレス ☐ 経済的困窮 ☐ 多重・過重債務 ☐ 家計管理の課題 ☐ 就職活動困難 ☐ 就職定着困難 ☐ 生活習慣の乱れ ☐ 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) ☐ 家族関係・家族の問題 ☐ 介護 ☐ 子育て ☐ 不登校 ☐ 非行 ☐ 中卒・高校中退 ☐ ひとり親 ☐ DV・虐待 ☐ 外国籍 ☐ 刑余者 ☐ コミュニケーションが苦手 ☐ 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) ☐ 被災 ☐ その他(_____)			

【2】 インテーク・アセスメントシート 【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

■スクリーニング

初回			
※スクリーニング実施日	西暦 年 月 日		
※対応結果・方針	☐ 1. 情報提供や相談対応のみで終了 ☐ 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度: _____) ☐ 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む ☐ 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する ☐ 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)		
	対応結果・方針で2にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)		
	就 労	☐ ハローワーク ☐ 職業訓練機関 ☐ 就労準備支援機関 ☐ 地域若者サポートステーション ☐ 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) ☐ 一般企業 ☐ 各種協同組合(生協等) ☐ 農業者・農業団体	☐ 福祉事務所(生活保護担当部署) ☐ ホームレス支援機関 ☐ 一時保護施設 ☐ 警察 ☐ 更生保護施設・自立準備ホーム ☐ 地域生活定着支援センター
		☐ 医療機関 (☐ 医療機関の内、無料低額診療実施機関) ☐ 行政の保健担当部署	☐ 行政の税担当部署 ☐ 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) ☐ 社会保険労務士 ☐ 家計改善支援機関 ☐ 食糧支援関係団体(フードバンク等) ☐ 小口貸付(生活福祉資金除く) ☐ 社会福祉協議会(生活福祉資金) ☐ 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) ☐ 成年後見人制度の支援機関 ☐ 法テラス・弁護士・司法書士 ☐ 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
	障 害	☐ 行政の障害担当部署 ☐ 基幹相談支援センター ☐ 精神保健福祉センター ☐ 障害者就業・生活支援センター ☐ 障害者就労支援事業所 ☐ その他障害者支援機関・施設	☐ 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) ☐ 居住支援法人 ☐ 不動産・保証関係会社
高 齢	☐ 行政の高齢担当部署 ☐ 地域包括支援センター ☐ 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	☐ 行政の子ども家庭担当部署 ☐ 教育委員会 ☐ 保育所・幼稚園・子ども園 ☐ 小・中・高(特別支援含む)学校 ☐ 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) ☐ その他教育機関 ☐ 家庭児童相談室(福祉事務所) ☐ 児童相談所・児童家庭支援センター ☐ 児童福祉施設 ☐ 地域子育て支援センター ☐ その他子育て支援機関 ☐ 行政の人権担当部署 ☐ 男女共同参画センター ☐ 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	
子 ど も ・ 人 権	☐ 行政の子ども家庭担当部署 ☐ 教育委員会 ☐ 保育所・幼稚園・子ども園 ☐ 小・中・高(特別支援含む)学校 ☐ 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) ☐ その他教育機関 ☐ 家庭児童相談室(福祉事務所) ☐ 児童相談所・児童家庭支援センター ☐ 児童福祉施設 ☐ 地域子育て支援センター ☐ その他子育て支援機関 ☐ 行政の人権担当部署 ☐ 男女共同参画センター ☐ 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	☐ 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 ☐ 民生委員・児童委員 ☐ 外国人支援団体・相談窓口 ☐ ひきこもり支援機関 ☐ NPO・ボランティア団体 ☐ 商店街・商工会等経済団体 ☐ 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 ☐ ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) ☐ 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) ☐ 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) ☐ その他行政の担当部署 ☐ 家族・親族・その他キーパーソン ☐ その他1(_____) ☐ その他2(_____)	
特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)			

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

※ 初回 面談時 の状態像	「自立意欲」の段階	☐ 1. 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 ☐ 2. 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 ☐ 3. 2に加え、就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加に関心がある。 ☐ 4. 就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加を行おうとしている。または既にやっている。	
	「自己肯定感」の段階	☐ 1. 自分のことを否定し、受け入れられない。 ☐ 2. 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・友人・支援者からしか認められていないと感じている。 ☐ 3. しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 ☐ 4. 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。	
	「社会参加」の段階	☐ 1. 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 ☐ 2. 限られた家族・支援者との関わりがある。 ☐ 3. 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 ☐ 4. 仕事・地域活動(ボランティア等)・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。	
対応重要度		☐ A ☐ B ☐ C ☐ D	
スクリーニング後 確認事項 生活保護へのつなぎ後の 状況(2週間程度、1ヶ月 以内に確認)		確認 先等	☐ 同意のもと福祉事務所から ☐ 本人から ☐ 同意なく確認不能 ☐ 同意なく支援会議により
		確認日	西暦 年 月 日
		☐ 生活保護を申請し、受給となった。 ☐ 生活保護を申請し、却下・取り下げとなった。 ☐ 生活保護は申請せず、相談のみとなった。 ☐ 生活保護担当部署へ相談していない。 ☐ その他()	

最新2回目以降				
※スクリーニング実施日	西暦 年 月 日			
※対応結果・方針	☐ 1. 情報提供や相談対応のみで終了 ☐ 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度:) ☐ 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む ☐ 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する ☐ 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)			
	対応結果・方針で2にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)			
	就 労	保 護	☐ ハローワーク ☐ 職業訓練機関 ☐ 就労準備支援機関 ☐ 地域若者サポートステーション ☐ 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) ☐ 一般企業 ☐ 各種協同組合(生協等) ☐ 農業者・農業団体	☐ 福祉事務所(生活保護担当部署) ☐ ホームレス支援機関 ☐ 一時保護施設 ☐ 警察 ☐ 更生保護施設・自立準備ホーム ☐ 地域生活定着支援センター
			☐ 医療機関 (口医療機関の内、無料低額診療実施機関) ☐ 行政の保健担当部署	☐ 行政の税担当部署 ☐ 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) ☐ 社会保険労務士 ☐ 家計改善支援機関 ☐ 食糧支援関係団体(フードバンク等)
	医 療			

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

障 害	☐ 行政の障害担当部署 ☐ 基幹相談支援センター ☐ 精神保健福祉センター ☐ 障害者就業・生活支援センター ☐ 障害者就労支援事業所 ☐ その他障害者支援機関・施設	・ 金 銭	☐ 小口貸付(生活福祉資金除く) ☐ 社会福祉協議会(生活福祉資金) ☐ 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) ☐ 成年後見人制度の支援機関 ☐ 法テラス・弁護士・司法書士 ☐ 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
	高 齢	☐ 行政の高齢担当部署 ☐ 地域包括支援センター ☐ 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	住 居
子 ど も ・ 人 権	☐ 行政の子ども家庭担当部署 ☐ 教育委員会 ☐ 保育所・幼稚園・子ども園 ☐ 小・中・高(特別支援含む)学校 ☐ 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) ☐ その他教育機関 ☐ 家庭児童相談室(福祉事務所) ☐ 児童相談所・児童家庭支援センター ☐ 児童福祉施設 ☐ 地域子育て支援センター ☐ その他子育て支援機関 ☐ 行政の人権担当部署 ☐ 男女共同参画センター ☐ 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	そ の 他	☐ 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 ☐ 民生委員・児童委員 ☐ 外国人支援団体・相談窓口 ☐ ひきこもり支援機関 ☐ NPO・ボランティア団体 ☐ 商店街・商工会等経済団体 ☐ 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 ☐ ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) ☐ 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) ☐ 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) ☐ その他行政の担当部署 ☐ 家族・親族・その他キーパーソン ☐ その他1() ☐ その他2()
	特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)		
対応重要度		☐ A ☐ B ☐ C ☐ D	
スクリーニング後 確認事項 生活保護へのつなぎ後の 状況(2週間程度、1ヶ月 以内に確認)		確認 先等	☐ 同意のもと福祉事務所から ☐ 本人から ☐ 同意なく確認不能 ☐ 同意なく支援会議により
		確認日	西暦 年 月 日
		☐ 生活保護を申請し、受給となった。 ☐ 生活保護を申請し、却下・取り下げとなった。 ☐ 生活保護は申請とならず、相談のみとなった。 ☐ 生活保護担当部署へ相談していない。 ☐ その他()	

■就労・増収者確認欄(継続支援(プラン作成)対象者以外)

注:相談後の状況が分かった場合に入力(任意)

確認日	西暦 年 月 日
相談者の就労に関して 該当項目にチェック (プラン作成対象者は不要)	☐ 一般就労開始(障害者雇用、継続的・時限的就労含む) (就労訓練や就労継続A、B型や就労移行支援等を除く)
	☐ 自営業等雇用外就労開始 ☐ 就労収入増加(雇用外を含む一般就労において、転職・勤務時間の増加等による増収)

【2】 インテーク・アセスメントシート 【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

【2】付随シート(紙での使用)

ID		氏名	
----	--	----	--

■ジェノグラム(家族関係図)

家族関係図(□=男性、○=女性)	支援経過における変化

■エコマップ(地域や周囲との関係性)

エコマップ	支援経過における変化

【補助】 詳細アセスメント項目例 【スタッフ使用】

補助ツール

必要に応じて活用が考えられる補助ツール

詳細アセスメント項目例

※使用にあたって

- ・「インテーク・アセスメントシート」と共に、各課題領域についてアセスメントを深める必要がある場合に使用する。
- ・すべての領域・項目についてチェックする必要はなく、本人の訴えや状況から課題として重要と考えられる領域・項目からチェックしてアセスメントを深める。

※注意点

- ・すべての領域・項目についてチェックする必要はない。
- ・項目を埋めることが目的化してはならない。
- ・不必要な情報はとらない。
- ・本人が言いたくない、知られたくないと考える情報は無理強いまでしてとらない。

ID		氏名	
----	--	----	--

■健康面について

疾病・傷病、健康上の課題の具体的な内容				
通院先	病院名: _____ 診療科: _____ 主治医: _____			
服薬状況	☐ 服薬していない ☐ 服薬している(服薬内容: _____)			
健康保険	☐ 納付中 ☐ 減額 ☐ 免除 ☐ 滞納あり(分納中) ☐ 滞納あり(未対応)			
納付状況				
障害の状況・程度	障害支援区分: ☐ 非該当 ☐ 該当(区分 _____) <具体的な障害の状況・程度等>			
介護保険	☐ 要介護認定を受けている → ☐ 要介護(_____) ☐ 要支援(_____) ☐ 要介護認定を受けていない			
利用している福祉・介護サービス	マネジメント事業所名		担当者名	
	事業所名	サービス名	サービス量	備考
備考				

■住まいについて

住民票	☐ 有(_____ 市・区・町・村) ☐ 無
電気・ガス・水道の状況	☐ 供給停止 → < ☐ 電気 ☐ ガス ☐ 水道 → 停止時期: _____ から> ☐ 未納有だが供給中(☐ 電気 ☐ ガス ☐ 水道) ☐ 供給中
家賃・地代の支払(賃貸の場合)	☐ 滞納(西暦 _____ 年 _____ 月から) → <家主等からの立ち退き要請 ☐ 無 ☐ 有> ☐ 滞納なし
備考	

■収入や経済状態について

世帯収入	毎月 _____ 円 手段: ☐ 就労収入(_____ 円) ☐ 家賃・地代・利子(_____ 円) ☐ 年金(_____ 円) ☐ 手当(_____ 円) ☐ 家族等の援助(_____ 円) ☐ その他(_____ (_____ 円))
本人と家族の収入	☐ 本人収入(_____ 円) 手段: ☐ 就労収入(_____ 円) ☐ 家賃・地代・利子(_____ 円) ☐ 年金(_____ 円) ☐ 手当(_____ 円) ☐ 家族等の援助(_____ 円) ☐ その他(_____ (_____ 円)) ☐ 本人以外の家族の収入1→続柄(_____) (_____ 円) ☐ 本人以外の家族の収入2→続柄(_____) (_____ 円) ☐ 本人以外の家族の収入3→続柄(_____) (_____ 円)
本人の年金加入状況及び年金種類	☐ 受給中(☐ 老齢基礎年金 ☐ 厚生・共済年金 ☐ 障害年金 ☐ 遺族年金) ☐ 加入(☐ 支払中 ☐ 免除 ☐ 納付猶予 ☐ 減額 ☐ 滞納) →年金種類< ☐ 国民年金1号 ☐ 国民年金3号 ☐ 厚生年金 ☐ 共済組合> ☐ 非加入 ☐ 不明
世帯の毎月の生活費と内訳	総金額: _____ 円 内訳: 家賃 _____ 円、食費 _____ 円、光熱水費 _____ 円、医療費 _____ 円 嗜好品費 _____ 円、遊行費 _____ 円、その他 _____ 円
貸付・債務(世帯)	☐ 有(_____ 円, 種類: _____) ☐ 無 返済状況: ☐ 特に問題なし ☐ 問題はあるが緊急性はなし ☐ 緊急性あり <借り手や金額等>
滞納	☐ 有 ☐ 無 →滞納種類< ☐ 住民税 ☐ 固定資産税 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 年金 ☐ 健康保険 ☐ 家賃 ☐ その他(_____)>

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

その他資産 (世帯)	(例:不動産、家屋、貯蓄、保険、自動車等)
備考	

■仕事について

現在の 求職活動状況	
職業訓練や支援付 就労の経験状況	☐ 現在、職業訓練もしくは支援付就労を利用している(利用先: _____) ☐ 以前に、職業訓練もしくは支援付就労を利用した経験がある(利用先: _____) ☐ 利用していない／利用経験はない
雇用保険	☐ 加入 ☐ 非加入
雇用保険の 失業等給付	☐ 受給中(期間:西暦____年____月～西暦____年____月) ☐ 受給済み(期間満了) ☐ 受給資格なし(理由: _____) ☐ 受給不要
備考	

■生活管理

1日のタイム スケジュール	
1週間のタイム スケジュール	
生活管理 能力について	☐ 課題あり ☐ 特に課題なし <気になる点>
備考	

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■地域との関係・社会参加について（ひきこもりを含む）

外出頻度・行先等	☐ ほぼ毎日 ☐ 週の半分程度 ☐ ほとんど外出しない ☐ その他(_____)
	→よく行くところ:
ひきこもり等社会 参加に係る課題	☐ 無 ☐ 有 →具体的に: ひきこもり等の期間:
交友関係 (つきあいのある人・ 頼りにしている人 等)	
備考	

■生活歴（ライフヒストリー）

過去の課題	☐ 虐待(□加害 □被害) ☐ DV(□加害 □被害) ☐ 貧困 ☐ 借金 ☐ いじめ(□加害 □被害) ☐ 不登校 ☐ ひきこもり ☐ 進路 ☐ 身体疾患 ☐ 精神疾患 ☐ 非行 ☐ 犯罪(□加害 □被害) ☐ 刑務所・拘置所 ☐ 執行猶予 ☐ 薬物 ☐ その他(_____)
生活歴で 留意すべきこと	
備考	

■家族のこと

家族関係で 気になること	
家族が抱える課題	
備考	

■DV・虐待について

DV・虐待の 恐れの有無	☐ 無 ☐ 有 → < ☐ DV ☐ 児童虐待 ☐ 高齢者虐待 ☐ 障害者虐待 ☐ その他()>
被害者の属性	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子ども ☐ 親 ☐ その他()
加害者の属性	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子ども ☐ 親 ☐ その他()
DV・虐待の状況	いつ頃から() どのくらい続いているか(年 カ月くらい) ☐ 身体的虐待 ☐ 精神的虐待 ☐ ネグレクト ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待
これまで関わりが あった機関	☐ 児童相談所 ☐ 配偶者暴力防止・相談支援センター ☐ 婦人相談所 ☐ 地域包括支援センター ☐ 障害者虐待防止センター ☐ 家庭児童相談室 ☐ 警察 ☐ 弁護士 ☐ その他()
保護・措置	☐ 一時保護あり ☐ 施設入所措置あり ☐ 保護・措置の経験はない
保護命令	☐ 発令中 ☐ かつて発令されていた ☐ なし
備考	

■子どもの状況／子どもが抱える課題（※子どもに関する相談の場合に使用）

就学・就園段階	☐ 保育所 ☐ 幼稚園 ☐ 小学校 ☐ 中学 ☐ 高校 ☐ 特別支援学校(学級を含む) ☐ 専門学校・専修学校・各種学校 ☐ 高等専門学校 ☐ 短大 ☐ 大学・大学院 ☐ その他 →< ☐ 在学中 ☐ 卒業 ☐ 中退 学校名: >
子どもが抱える課題	☐ 虐待 ☐ 貧困 ☐ いじめ ☐ 不登校 ☐ ひきこもり ☐ 友人ができない ☐ 進学先 ☐ 就職先 ☐ 身体疾患 ☐ 精神疾患 ☐ 非行 ☐ 犯罪 ☐ 薬物 ☐ その他()
子どもが抱える課題 の背景要因等	
備考	

■国籍・言語について

国籍	☐ 日本 ☐ その他 → 国籍:
言語	☐ 通訳不要 ☐ 通訳必要 → 言語:

■本人の能力

話を聞いて理解する力	☐ 課題あり ☐ 課題なし	言語能力	☐ 課題あり ☐ 課題なし
書く力(識字力)	☐ 課題あり ☐ 課題なし	人とのコミュニケーション	☐ 課題あり ☐ 課題なし
本人が得意なこと			
本人が苦手に 感じていること			
担当者としての印象や 気になる点等			

同意のない新規相談件数報告表

事業名		報告対象年月		
機関名		作成年月日		

月数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談件数	定例報告												0 件
	増減												

注1. 毎月〇〇日までに自立相談支援機関に報告すること。(自立相談支援機関もシステムによる報告期限があることから、期限は徹底すること。)

注2. 当報告表にて報告を済ませた新規相談(同意なし)について、後に同意がとれたためスクリーニングを実施し、「新規相談・申込票」や「インテーク・アセスメントシート」を自立相談支援機関に報告することになる。その際に、二重計上を防ぐため、報告する機関は「新規相談・申込票」の受付日を正確に記載して、どの月の同意のない新規相談の同意が得られ報告をするのか分かるようにするとともに、当該参考様式の増減欄にマイナスで件数入力すること。

※自立相談支援機関については、同意のない新規相談は受付月のみで入力することから、過去の同意のない新規相談の同意がとれて、「新規相談・申込票」や「インテーク・アセスメントシート」による報告を受けた場合、「新規相談・申込票」の受付月を確認し、その月の空入力の新規相談に上書きして入力すること。

自立相談支援機関使用欄 ※	
システム入力年月日	

参考広告記載例

同意のない新規相談件数報告表

事業名	福祉事務所未設置町村による相談事業	報告対象年月	2019	7
機関名	〇〇町総合相談室	作成年月日	2019年8月10日	

月数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談件数	定例報告	2件	1件	0件	1件								3 件
	増減	-1 件											

注1. 毎月〇〇日までに自立相談支援機関に報告すること。(自立相談支援機関もシステムによる報告期限があることから、期限は徹底すること。)

注2. 当報告表にて報告を済ませた新規相談(同意なし)について、後に同意がとれたためスクリーニングを実施し、「新規相談・申込票」や「インテーク・アセスメントシート」を自立相談支援機関に報告することになる。その際に、二重計上を防ぐため、報告する機関は「新規相談・申込票」の受付日を正確に記載して、どの月の同意のない新規相談の同意が得られ報告をするのか分かるようにするとともに、当該参考様式の増減欄にマイナスで件数入力すること。

※自立相談支援機関については、同意のない新規相談は受付月のみで入力することから、過去の同意のない新規相談の同意がとれて、「新規相談・申込票」や「インテーク・アセスメントシート」による報告を受けた場合、「新規相談・申込票」の受付月を確認し、その月の空入力の新規相談に上書きして入力すること。

自立相談支援機関使用欄 ※	
システム入力年月日	

1. 参加型研修の形式を取り入れる

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- このため、座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入する。

2. 研修企画チームをつくり企画立案する

- 都道府県職員が一人で研修を検討するのではなく、各種支援員等とチームで準備を進める。現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に添ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。
※ 自治体規模や事業実施主体等に配慮し、多様な人が参加できるようにする。

3. 制度の理念と基本姿勢を伝える

- 研修を通じて、制度の理念や基本姿勢を再認識できるようにする。なお、「理念と基本姿勢」というセッションを確立して盛り込む必要はなく、講義や事例検討等の中で理念や基本姿勢を意識できるようにする。

(参考) 都道府県研修実施のための手引・カリキュラムの活用

- みずほ情報総株式会社による、平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム」を研修の実施にあたっての参考とすることが考えられる。
(参考) <https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/konkyu2017-kenshu.html>

◆ 原則、上記1～3を満たすことが要件となる。

研修実施にあたっての工夫点

1. 他分野の支援員との合同開催

- 生活困窮者自立支援制度の支援員だけでなく、生活保護や障害、介護、地域共生などの各分野の支援員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。

2. 新任者と現任者との合同開催

- 新任者向けの研修だけでなく、現任者と一緒に研修を実施することも効果的である。

3. 講師候補者の情報リストの活用

- 講師候補者を確保することが難しい場合には、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが作成した全国各地の講師候補者の情報リストを参考にして、必要な専門分野の講師を依頼したり、近隣の講師を見つけることができる。

4. ブロック単位等の開催

- 複数の都道府県が集まりブロック単位で研修を開催したり、規模を縮小して地域別で開催するといった方法を取り入れる方法も考えられる。

都道府県が主催する人材養成研修の取り組み（沖縄県）

沖縄県は、県外の経験豊富な講師陣を揃えた委託型の研修から県内の講師を中心とするとともに、**県職員が積極的に企画運営に関わる**研修へと転換した。

- 課題**
- （従来の委託型研修での問題点）
 - ・人材養成を委託先に丸投げになりがち。
 - ・行政担当者に研修企画のためのノウハウが蓄積されない。
 - ・国研修終了者に講師としての経験が蓄積されない。
 - ・問題意識が生まれにくい。

- 研修内容**
- 【初任者研修（伝達）】
 - ・毎年度、必ず実施する。基本倫理や基本姿勢等の座学中心。対象者は、①経験年数3年以内の方、②県研修を一度も受講したことがない方、③生活困窮事業担当者に限定
 - 【実務者研修（伝達）】
 - ・アンケート調査により内容を決める。（システム、帳票類の書き方やファシリテーション等）
 - 【県外講師による研修】
 - ・年1回程度、困窮分野以外の内容
 - 【圏域別研修】
 - ・県内5圏域に分けて、圏域ごとに実施
 - ・事例検討を中心とした内容
- 成果**
- ・研修の企画に県が積極的に参加することにより自治体の課題を把握することが可能となる。
 - ・国研修終了者が講師として参画でき、自治体（現場）と協力しながら研修の企画運営が可能。

【3つの要件】

研修企画チーム

- 研修企画PT
 <構成メンバー>
 那覇市（委託事業者・主任相談支援員）、県社協、県（委託事業者・主任相談支援員）、県（行政担当者）
 <選定のポイント>
 ・都道府県研修の目的と意義を理解している
 ・研修を開催した際に快く講師を引き受けてくれそう
 ・那覇市内に事務所がある

参加型

- ・座学、ワーク、クロストーク等を組み合わせて、支援員等の困りごとを解決できるような構成にする。
- ・グループワークは今後の円滑な連携も踏まえて圏域別のグループ分けにする。
- ・初任者研修では何でも質問できるコマを設けている。

理念と基本姿勢

- ・研修を日々の業務で忘れがちな制度の理念等を再確認する場と活用。
- ・理念や基本姿勢等を伝える初任者研修は、毎年度必ず年度初めに実施する。

都道府県が主催する人材養成研修の取り組み（大分県）

大分県は、県が主催する生活困窮者自立支援制度に関する人材養成研修を組み替え、**他分野の支援員と合同開催**し、より包括的な支援を推進できる人材を育成している。

- 課題**
- ・国研修の受講修了者の割合が高いため、新任者研修よりも現任者向けの研修を行う必要性が高まる。
 - ・また、**生活困窮者支援が「硬直化」**してきており、地域づくりを行う等、**他機関との連携や複合的な支援に対応できる体制が必要**となった。

- 研修内容**
- 地域共生の関係機関職員（社協職員、第二層・三層の生活支援コーディネーター等）との合同実施。
 全4クール、5日間。
- 【共通講義（1日間）】
- ・地域共生社会の目指す姿や関連する法制度について学び、共通理解を深める。
- 【専門講義（2日間）】
- ・専門ごとに分かれ、制度の理解や手法を学ぶ。
- 【フィールドワーク（1日間）】
- ・関係機関や住民も集まるブロック別研修を開催し、事例をベースに、実際の相談から地域作りまで一貫した連携方法について学ぶ。
- 【共通講義（1日間）】
- ・これまでの学習を活かし、所属している地域の課題や今後取り組むべき業務について理解を深め、実践を促す。

- 成果**
- ・地域づくり・地域課題の解決ができる人材、**複合的な問題に対応できる即戦力を県が養成**すべく、研修内容の組み替えを実施。
 - ・「我が事・丸ごと」の地域づくりと地域共生社会の実現に向けた取り組みとマッチング。
 - ・共同実施することで、研修を受講した相談支援員に**相談支援包括化推進員（※）**の役割を担わせる。
 （※）相談支援機関間の連携のコーディネートや困難ケースに関するケース会議や支援を担う。

（3つの要件）

研修企画チーム

- 我が事・丸ごとと地域共生社会推進研究作業部会**において内容検討
 ※平成30年4月1日時点 17名
 <構成メンバー>
 ①市社協職員
 ②自立相談支援機関相談員
 ③社会福祉法人職員（多種別の施設経営）
 ④市職員（市町村行政代表）
 ⑤県高齢者福祉管職員（生活支援コーディネーター所管部局）
 ⑥地域福祉所管職員（生活困窮者自立支援事業所管課）
 事務局：県社会福祉協議会

参加型

- ・行政・社協・地域包括支援センター等様々な職種が参加し、関係形成にも活用。
- ・演習を多く取り入れ、グループは地域・職種がばらけるように工夫。
- ・地域住民（民生委員等）を研修に招き、地域での困りごと（地域課題）を共有。

理念と基本姿勢

- ・研修の目標を①即戦力を養成、②既存の人材等との連携を実践的に学ぶ、③**制度の概要・理念を学ぶ**と位置づけ。
- ・講義の中でも、改めて制度理念を振り返る場を設けている。

生活福祉資金貸付制度の実施状況

資 金 種 類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
福祉資金 (福祉費)	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3	3,996	16	3,820	14
福祉資金 (緊急小口資金)	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7	8,837	6.6	8,730	6.5	19,997	21.8	7,547	5.6
教育支援資金	13,139	93	14,287	99.7	14,047	94	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1	14,504	107.2	13,910	103.1
総合支援資金 (H21.10～)	26,353	178.7	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,057	6.7	1,122	3.5	731	2.4
離職者支援資金 (～H21.9)	1,960	24.1																
不動産担保型 生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30	332	34.6	288	27.8	303	29.6	242	23.1
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.8	32,803	167.8	31,481	167.5	29,782	152.4	39,922	178.1	26,250	148.2

※福祉資金及び緊急小口資金については、平成23年度は東日本大震災、平成28年度は熊本地震の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。
・東日本大震災における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は71,010件、貸付金額は約100.0億円となっている。
・熊本地震における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は11,711件、貸付金額は約15.8億円となっている。

臨時特例つなぎ資金貸付制度の実施状況

資 金 種 類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
臨時特例つなぎ資金 (H21.10～)	5,240	4.9	6,933	6.5	3,239	2.9	2,182	1.9	1,100	0.9	824	0.6	534	0.3	329	0.2	266	0.2

※ 生活福祉資金と臨時特例つなぎ資金は別制度に位置付けられているため、会計が別途設けられている。

都道府県別実績(貸付決定件数・貸付決定金額)

都道府県		平成28年度			平成29年度		
		件数	件数 占有率	金額 (千円)	件数	件数 占有率	金額 (千円)
1	北海道	535	1.3%	369,714	565	2.2%	507,867
2	青森県	184	0.5%	93,664	117	0.4%	47,961
3	岩手県	1,030	2.6%	682,820	756	2.9%	521,883
4	宮城県	67	0.2%	41,733	65	0.2%	35,441
5	秋田県	179	0.4%	98,879	134	0.5%	80,663
6	山形県	461	1.2%	210,417	402	1.5%	219,741
7	福島県	453	1.1%	122,756	424	1.6%	118,149
8	茨城県	128	0.3%	81,752	122	0.5%	104,755
9	栃木県	97	0.2%	58,791	91	0.3%	75,667
10	群馬県	617	1.5%	136,628	492	1.9%	129,509
11	埼玉県	484	1.2%	333,539	394	1.5%	358,062
12	千葉県	1949	4.9%	1,000,528	2,048	7.8%	993,892
13	東京都	3,029	7.6%	4,854,952	2,579	9.8%	4,165,565
14	神奈川県	1211	3.0%	700,488	1,309	5.0%	708,853
15	新潟県	165	0.4%	53,283	151	0.6%	35,943
16	富山県	277	0.7%	47,854	248	0.9%	24,792
17	石川県	244	0.6%	54,770	288	1.1%	104,065
18	福井県	122	0.3%	17,733	93	0.4%	25,273
19	山梨県	22	0.1%	20,508	13	0.0%	1,982
20	長野県	178	0.4%	48,149	185	0.7%	84,373
21	岐阜県	283	0.7%	41,844	293	1.1%	62,806
22	静岡県	544	1.4%	175,902	362	1.4%	180,237
23	愛知県	314	0.8%	162,233	360	1.4%	255,995
24	三重県	429	1.1%	86,767	341	1.3%	133,622
25	滋賀県	506	1.3%	337,427	424	1.6%	241,285
26	京都府	1,970	4.9%	697,472	1,980	7.5%	674,246
27	大阪府	4021	10.1%	1,850,769	3,649	13.9%	1,452,603
28	兵庫県	1,241	3.1%	426,222	1,148	4.4%	601,141
29	奈良県	403	1.0%	117,547	397	1.5%	134,162
30	和歌山県	155	0.4%	96,195	146	0.6%	101,954
31	鳥取県	94	0.2%	26,550	108	0.4%	44,932
32	島根県	196	0.5%	119,323	165	0.6%	106,175
33	岡山県	59	0.1%	55,835	31	0.1%	19,166
34	広島県	194	0.5%	80,781	179	0.7%	65,407
35	山口県	164	0.4%	60,158	143	0.5%	40,414
36	徳島県	112	0.3%	75,623	86	0.3%	41,615
37	香川県	286	0.7%	36,079	299	1.1%	30,182
37	愛媛県	290	0.7%	105,488	295	1.1%	126,750
39	高知県	196	0.5%	43,031	176	0.7%	45,743
40	福岡県	2,818	7.1%	1,649,765	2,669	10.2%	1,102,096
41	佐賀県	10	0.0%	1,216	14	0.1%	3,343
42	長崎県	511	1.3%	331,102	549	2.1%	415,357
43	熊本県	11831	29.6%	1,689,331	93	0.4%	62,386
44	大分県	691	1.7%	119,247	694	2.6%	162,296
45	宮崎県	228	0.6%	67,655	184	0.7%	65,246
46	鹿児島県	322	0.8%	119,378	359	1.4%	120,570
47	沖縄県	622	1.6%	214,894	630	2.4%	190,192
合計		39,922	—	17,816,792	26,250	—	14,824,357

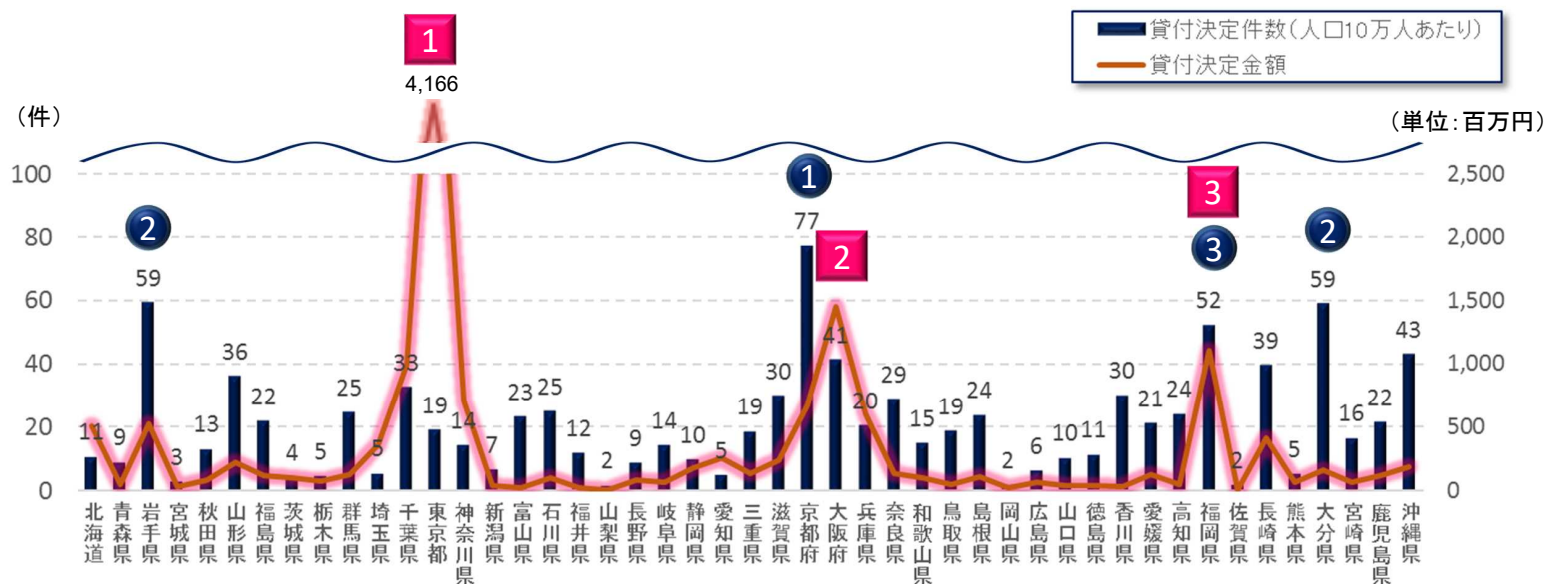
平成29年度 都道府県別実績(貸付決定件数・貸付決定金額)

貸付決定件数(全貸付種類の合計、人口10万人あたり)

○貸付決定件数(全貸付種類の合計)について、人口10万人あたりの貸付決定件数は、京都府、岩手県、大分県、福岡県の順に多くなっている。

貸付決定金額(全貸付種類の合計金額)

○貸付決定金額(全貸付種類の合計)については、東京都、大阪府、福岡県の順に多くなっている。



生活福祉資金貸付事業の平成31年度における補助基準額(案)

1. 基本的な考え方

- 事務費の算出については、事業実績(「貸付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を設定し、各都道府県における適正な事務費の配分とする。
- 各都道府県社協において、不良債権の回収を積極的に行うための体制を整備できるよう、**基本事業費を引き上げる**とともに、**不良債権の償還件数に応じた出来高単価を新たに設定**する(下表参照)。

2. 補助基準額

区 分	補助基準額	
	現行	見直し後
基本事業費	10,000千円	10,000千円
債権回収体制整備加算	—	5,000千円
債権回収取組強化加算	—	5,000千円
貸付件数1件あたり事業費	26千円	26千円
償還件数1件あたり事業費(通常債権)	26千円	26千円
償還件数1件あたり事業費(不良債権)	—	52千円

※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額の1/2が国庫補助額となる。

※ 貸付件数、償還件数の実績は、「生活福祉資金貸付事業の実施状況等調」報告に基づく平成29年度実績、または平成30年度見込みにより算定。

【イメージ】

不良債権化した貸付の
償還努力を評価
する仕組の導入

基本事業費の増額+不良債権の償還件数に応じた出来高単価の新設

(不良債権の)
償還件数の
増加

(不良債権の)
償還金収入
の増加

都道府県社協の事務費の増加

市区町村社協の事務費の増加

社協の相談・支援
体制の充実

償還を意識した丁寧な貸付の実施

人手・時間をかけた債権回収の実施

償還率の向上

貸付原資の確保

原資補助を前提としない
安定的な運営の実現



(参考)生活福祉資金貸付事業の補助体系

- ◇ 各都道府県社協が債権回収強化のための取組を地域の実情や特性に応じて、柔軟かつ効果的に実施できるよう、
- ① 各都道府県社協における債権回収にかかる業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、**債権回収業務に従事する職員を配置する場合**（『債権回収体制整備加算』）、
 - ② 既存システムの改修や弁護士、民間会社のノウハウを活用するなど**債権回収業務を効果的・効率的に行うための取組を実施する場合**（『債権回収取組強化加算』）、
- それぞれ**500万円**を現行の基本事業費（1,000万円）に加算

(参考) 都道府県社協に対する事務費の補助基準額の加算体系図（案）

出来高加算

・貸付件数1件あたり **+ 2.6万円** ・償還件数（通常債権）1件あたり **+ 2.6万円** ・償還件数（不良債権）1件あたり **+ 5.2万円**

◆ 債権回収体制整備加算

+ 500万円

(対象経費の例)

- ◇ 債権回収に関する業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、債権回収専任の職員の配置
- ◇ 金融機関OBなど債権回収に知見を有する職員の配置など



◆ 債権回収取組強化加算

+ 500万円

(対象経費の例)

- ◇ 債権回収強化のための現行システムの改修（名寄せ機能やアラート機能の強化、滞納者情報の充実）
- ◇ 顧問弁護士との日常的な相談体制の確立
- ◇ 弁護士委任による効率的な債権回収の実施
- ◇ 専門的な知識や経験を有する一般民間事業者等への業務委託
- ◇ 市区町村社協職員に対する債権管理に関する研修の実施など



基本事業費（1,000万円）

（対象経費）職員俸給、諸手当等、社会保険事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料、負担金

市区町村社協の体制整備等に係る平成31年度における対応（案）

1. 基本的な考え方

- 市区町村社協の体制整備に係る事務費について、緊急雇用創出事業臨時特例基金の廃止に伴う経過措置として実施している貸付原資の取崩しに係る取り扱いについて、生活困窮者自立支援制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、平成31年度以降も当面の間、これまでの取扱を据え置くこととする。
- 取崩しを行うに当たっては、保有原資のどの種類でも可能とする。
- 原資の取崩しに当たっては、以下の基準を設定する。

2. 取崩し基準

- 貸付原資の取崩しの上限額は償還金収入実績の3割までとし、各都道府県における平成26年度の基金事業の執行実績の1/2と償還指導等に要する経費（定額分）の平成26年度の実績を合わせた額を目安とする。

※ 取崩額については、国に報告することとする。
 ※ 平成31年度の取崩し上限額算定に使用する償還金収入の実績は、平成29年度実績、または平成30年度見込みにより算定。
 ※ 今後、都道府県・市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力（成果）をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定。

年金担保貸付事業廃止に関する経緯

22年

4月 行政刷新会議事業仕分けの評決

・ 全社協の貸付制度、生活資金の融資などセーフティネットを十分用意した上で基本的には廃止する旨の評決

12月 独立行政法人の事務・事業の見直し方針（閣議決定）

・ 事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引き下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

23年

3月 「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」（厚労省）

・ 平成23年度においては、貸付限度額の引き下げ、生活保護とのリピーター対策の強化、他制度周知の徹底。
・ 平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案。

12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等を実施

3月 「年金担保貸付事業廃止計画」（厚労省）

・ 年金を担保にした安易な借り入れを許容する本事業は廃止。
・ その際、真に必要な資金需要については、社協が実施する低所得者世帯向けの生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置とされている。
・ 生活福祉資金貸付制度の予算規模や実施体制等からすると、現時点の年金担保貸付事業をそのまま代替することは困難。
・ 今後、年金担保貸付事業の段階的な縮減等を行い、これに伴いどの程度生活福祉資金貸付制度の利用者が増加するかを把握し、必要な措置を講じる必要。
・ 年金担保貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況を踏まえ、具体的な廃止時期を判断。

25年

12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等を実施

4月 独立行政法人改革推進法の附帯決議

・ 独立行政法人福祉医療機構については、（中略）。また、廃止することが閣議決定されている年金担保貸付事業については、必要な代替措置を講じた上で廃止すること。

27年

3月 「平成34年3月末の予定で申込受付を終了する」旨の方針を決定（厚労省）

4月 独立行政法人福祉医療機構の中期計画で平成33年度末（平成34年3月末）の新規貸付廃止の方針を明記

30年

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(抄)

（高齢者に対する家計相談支援等）

○ 高齢の生活困窮者については、収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。高齢期に至っての生活困窮を防ぐ観点も重要である。【再掲】こうした観点からも、家計相談支援事業の更なる推進が求められる。

（生活福祉資金貸付制度）

- 生活福祉資金貸付制度については、機動的な貸付に対するニーズ及び償還の確保の必要性の両方の課題を満たす視点が必要である。
- 償還の確保を前提としつつ、貸付要件、貸付決定までの期間、手続等について、運用面での改善をしていくことが求められている。当座の資金ニーズについては、制度化、財源的な支援等を求める声がある一方、現状では、多くの自治体で工夫して実施されていることから、一律の制度で各自治体のニーズに沿った柔軟な対応が確保できるのかという課題がある。
- 生活福祉資金貸付制度については、償還の確保を前提としつつ、機動的・迅速な貸付が行えるよう、運用面で必要な見直しを行う必要がある。また、本制度は第一種社会福祉事業であり、貸し付けを通じた相談支援を行うことにその意義がある。自立相談支援事業による支援が要件化された総合支援資金や緊急小口資金については、一層双方が連携した効果的な支援を行うということが期待されており、そのあり方については更なる検討が求められる。
- 年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。

会計検査院の意見表示と対応状況

意見表示(平成28年10月24日)内容

- ① 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を設けること。
- ② 保有資金が適正規模を上回っている場合に国に返還することとする仕組みを設けること。

(参考) 意見表示内容全文 (http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/28/pdf/281024_zenbun_02.pdf)

- ・ 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県に対して、各都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること
- ・ 保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともに、その旨を都道府県に対して周知すること

これまでの対応状況

①については、会計検査院の試算の考え方を基本としつつ、毎年度の貸付金額の変動や災害等の大規模な需要変動が生じた場合の初動に要する費用、年金担保貸付事業の廃止に伴う需要増などを勘案した上で**保有基準を策定し、平成30年7月に都道府県民生主管(部)局あてに通知**

保有基準の初回の評価の実施時期については、生活福祉資金貸付制度と密接に関係する生活困窮者自立支援制度の改正法の施行状況や年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で、追って、正式に通知

②については、国庫補助金相当分の全部又は一部を国庫に返還できるよう交付要綱を改正し、平成29年8月に都道府県知事等あてに発出済み

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しのポイント

概 要

○ 現行の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成25年厚生労働省・国土交通省告示第1号)は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」。)に基づき、平成25年7月に策定されたものであり、この運営期間は5年間とされていることから、平成30年7月に有効期間が満了することとなる。

こうした中、平成29年6月に法の期限を、さらに10年間延長したところであり、これに伴い、法に基づき策定が義務づけられている基本方針についても、平成30年8月以降適用されるものとして、以下の見直しの要素を踏まえて、新たに策定するもの。

- ① 平成28年10月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の結果、明らかとなったホームレスの高齢化や、路上(野宿)期間の長期化など、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化。
- ② 平成30年通常国会において改正された生活困窮者自立支援法に基づく事業メニューの追加。

平成28年「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の調査結果(概要)

路上等のホームレスの平均年齢は61.5歳(前回調査59.3歳)、路上生活が10年以上のホームレスの割合は34.6%(前回調査26.0%)となっており、ホームレスの現状について、その高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化が一層進んでいる状況が見られた。

今回の見直しポイント

〈最近のホームレスに関する傾向・動向〉

- ホームレスの高齢化、路上(野宿)生活期間の長期化に対応した支援が必要。
- 39歳以下のホームレスや65歳以上のホームレスなど、年代別に、それぞれが抱える課題等に対応した支援が必要。
39歳以下…終夜営業の店舗等を利用しているため、アウトリーチが届きにくい者が存在する。 65歳以上…居所確認後の見守りや支援等が必要な者が存在する。

〈ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の名称の見直し〉

- ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の概要を明記するとともに、その名称を、ホームレス以外の人も対象となることを明確にするため、それぞれ、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設に変更する。

〈ホームレスに対する保健医療の確保〉

- ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健医療職(保健師、看護師、精神保健福祉士等)による、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援などの実施。(平成30年度予算新規事業)

〈ホームレスに対する安定した居住の場所の確保〉

- シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が地域において日常生活を営むための一定期間、訪問による見守りや生活支援などの実施。(改正生活困窮者自立支援法第3条第6項(地域居住支援事業)関係)

〈基本方針のフォローアップ及び見直し〉

- 基本方針の見直しに当たり行う政策評価等については、ホームレスの実態調査結果に基づき行うが、この場合、地方公共団体が実施した調査等の結果も参考とすること。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の概要

1 基本的な考え方

〈最近のホームレスに関する傾向・動向〉

- ホームレスの高齢化、路上(野宿)生活期間の長期化に対応した支援が必要。
- 年代別に、それぞれが抱える課題等に対応した支援が必要。

〈ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の名称の見直し〉

- ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の概要を明記するとともに、その名称を、それぞれ、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設に変更。

〈ホームレスに対する保健医療の確保〉

- 一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健医療職(保健師、看護師、精神保健福祉士等)による、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援などの実施。

〈ホームレスに対する安定した居住の場所の確保〉

- シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が地域において日常生活を営むための一定期間、訪問による見守りや生活支援などの実施。

2 ホームレス対策の主な推進方策

1) 就業機会の確保

- 求人開拓、求人情報の収集・提供
- 職業相談等の実施
- 試行雇用事業等による円滑な職場適用の促進
- 技能講習や職業訓練による職業能力の開発・向上
- 常用雇用による自立が困難な者に対する就労支援の実施

2) 安定した居住の場所の確保

- 単身高齢者の公営住宅への優先入居等
- 低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供
- 保証人に係る民間保証会社等に関する情報の提供
- 速やかな住居確保給付金の支給
- 地域居住支援事業や居住支援法人による支援

3) 保健医療の確保

- 保健所等による健康相談、保健指導の実施
- 結核再発や薬剤耐性化の防止に向けた服薬対面指導等の実施
- 医療機関での受診機会の確保

4) 生活相談・指導の実施

- 福祉事務所等を中心とした総合的な相談・指導体制の確立
- 精神保健福祉センターや保健所等と連携した心のケアの実施
- 民間団体等と連携した相談の実施と福祉事務所等へのつなぎ
- 洪水等の災害時に備えた公共施設管理者と福祉部局の連携

5) ホームレス自立支援事業等の実施

- 自立支援センターによる、健康診断・就労支援等の実施
- 個々のホームレスの状況や年齢等に応じた支援の実施
- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援(地域居住支援事業等)の実施
- 民間賃貸住宅など社会資源を有効活用した支援の実施

6) 緊急援助・生活保護の適用

- 個人の状況に応じた適切な保護の実施

7) ホームレスの自立支援を行う民間団体との連携

- 民間団体への情報提供や支援の実施
- 地方公共団体が行う施策の民間団体への委託

都道府県別のホームレスの数

都道府県名	平成30年調査				29年調査	30-29 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			28年調査	27年調査	26年調査
北海道	24	3	11	38	44	▲ 6	35	50	59
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手県	1	1	0	2	1	1	2	3	2
宮城県	74	6	19	99	99	0	104	117	122
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	2	2
山形県	0	0	0	0	0	0	2	1	1
福島県	12	0	0	12	18	▲ 6	20	19	14
茨城県	19	5	0	24	27	▲ 3	36	25	37
栃木県	19	0	1	20	22	▲ 2	30	33	35
群馬県	21	2	0	23	25	▲ 2	38	33	44
埼玉県	184	4	12	200	196	4	218	265	301
千葉県	201	10	18	229	211	18	245	245	285
東京都	1,211	31	0	1,242	1,397	▲ 155	1,473	1,498	1,768
神奈川県	880	31	23	934	1,061	▲ 127	1,117	1,204	1,324
新潟県	9	1	0	10	7	3	9	10	11
富山県	3	0	0	3	2	1	7	8	11
石川県	4	0	0	4	4	0	7	2	6
福井県	3	0	0	3	2	1	3	3	2
山梨県	3	0	0	3	3	0	5	7	13
長野県	6	0	0	6	2	4	4	2	5
岐阜県	7	1	0	8	8	0	10	16	22
静岡県	54	7	23	84	92	▲ 8	108	114	133
愛知県	187	11	47	245	271	▲ 26	315	367	380
三重県	19	1	5	25	22	3	21	18	28
滋賀県	3	0	0	3	1	2	2	2	4
京都府	47	10	1	58	89	▲ 31	109	96	121
大阪府	1,092	17	1	1,110	1,303	▲ 193	1,611	1,657	1,864
兵庫県	100	6	9	115	126	▲ 11	151	175	214
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	19	0	1	20	14	6	12	14	14
鳥取県	4	0	0	4	6	▲ 2	5	2	3
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	13	1	1	15	10	5	15	8	16
広島県	39	5	0	44	53	▲ 9	52	41	65
山口県	2	0	0	2	5	▲ 3	3	4	4
徳島県	2	0	0	2	3	▲ 1	3	7	4
香川県	3	0	0	3	3	0	5	8	8
愛媛県	11	0	0	11	9	2	15	18	23
高知県	1	0	0	1	3	▲ 2	6	5	3
福岡県	230	14	8	252	270	▲ 18	300	294	369
佐賀県	10	0	0	10	6	4	9	9	9
長崎県	0	0	0	0	2	▲ 2	4	4	5
熊本県	18	2	0	20	23	▲ 3	24	29	36
大分県	7	0	0	7	12	▲ 5	10	9	14
宮崎県	1	1	0	2	3	▲ 1	3	3	4
鹿児島県	12	0	9	21	15	6	20	20	41
沖縄県	52	7	4	63	64	▲ 1	67	94	81
合計	4,607	177	193	4,977	5,534	▲ 557	6,235	6,541	7,508

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(石川県)

◆事業のポイント◆

○対象者が少ないと見込まれる郡部において、ひとり親家庭の学習支援事業と生活困窮世帯の学習支援事業を一体実施することで、一定の参加者数を確保し、事業の継続的な実施につなげる。(県内8町のうち、6町で一体実施)

	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業
対象者	下記の世帯の小学生、中学生、高校生 ・生活保護受給世帯 ・就学援助受給世帯 ・教育費負担軽減奨学金受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯	
実施方式(委託先)	【委託】(町社会福祉協議会)	
対象年齢	小学生、中学生、高校生	
支援員	教員免許保持者または事業目的に理解のある大学生等	
利用する際の申請先	委託事業者	
実施場所	委託先法人施設、社会福祉施設、公民館 等	
実施日・時間 ※複数教室ある場合は代表的なもの	小学生：夏休み期間中に3日間～8日間(2h/回) 中学生：7月～3月に15回程度(2h/回) ※具体の日程は町により異なる	
事業実績	H29延べ利用者数	220人
	H30予算額	4.2百万円
事業実績	H29延べ利用者数	435人
	H30予算額	9.1百万円

具体的な取組内容

○参加者が学校の課題等を自習する中で、分からない点を講師がサポートする。
○学習面だけでなく日常の事についての相談にも応じる、休憩時間にリクリエーションを行う等により、子どもの居場所づくりにもつなげる。

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

◇県と町の事前協議の実施

○教室の日程や周知の方法等の事業内容や、県と町の役割分担について、ひとり親施策の実施主体(町)と事前に協議の上、事業を実施している。

一体的に事業を実施することによる効果

◇効率的・効果的な支援の実施

○一定の参加者数が確保できる。
○個別に事業実施する場合に比べ、事業費負担の軽減が図られる。

連携イメージ



ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(足立区)

◆事業のポイント◆

○両事業間で相談を引き継ぐ際は「つなぐシート」を作成するなど工夫
○必要に応じてそれぞれの担当へ情報提供を実施

	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	居場所を兼ねた学習支援事業	ひとり親家庭学習支援事業(派遣型)
対象者	就学援助世帯、ひとり親世帯又は生活保護世帯	児童扶養手当受給中または同等の所得水準で、区が実施する他の学習支援を受けていない者
実施方式(委託先)	特定非営利活動法人キッズドア、認定特定非営利活動法人カタリバ	株式会社キズキ
対象年齢	中学生及び過去に本事業を利用していた高校生	小学4年～中学3年
支援員	受託事業者において採用している。	適切な学習支援等が出来る者を受託事業者が採用
利用する際の申請先	福祉部くらしとしごとの相談センター	福祉部親子支援課
実施場所	足立区内	足立区内の各ご家庭
実施日・時間帯 ※複数教室ある場合は代表的なもの	月曜日を除く毎日 (平日) 15時～21時 (土日) 13時～21時	週1回程度 曜日・時間帯はご家庭と相談のうえ決定
事業実績	H29延べ利用者数	14,411人
	H30予算額	145百万円
事業実績	H29延べ利用者数	267人
	H30予算額	9百万円

具体的な取組内容

つなぐシート等を活用して、子どもの状況に応じた学習支援事業の利用ができるよう連携している。

○居場所を兼ねた学習支援事業利用希望者の中で、ひきこもり傾向がある等で学習支援施設に通うことが困難なひとり親世帯の子どもについては、「つなぐシート」を活用してひとり親支援事業につなぐ。
○単年度のひとり親家庭学習支援事業(派遣型)では支援者数が限られており、居場所を兼ねた学習支援事業の利用が可能な希望者には電話連絡や「つなぐシート」を活用し、くらしとしごとの相談センターへつなぐ。

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

◇「つなぐシート」を活用した効率的・効果的な支援の実施

○生活困窮：生活困窮者支援担当からひとり親支援担当に相談を引き継ぐ際は、生活困窮者支援担当の相談員が、ひとり親支援の相談窓口まで同行している。また、相談の概要をまとめた「つなぐシート」を作成することにより、相談者が同じ相談内容を何度も説明しなくても済むような工夫をしている。

○ひとり親：必要に応じて、問合せがあった場合など生活困窮者支援担当へ情報提供を行うとともに、派遣型から居場所型の支援へ移行の折は、講師等同行のうえ学習支援の引継ぎを行う(予定)など、きめ細やかな関わりを持つよう工夫している。

一体的に事業を実施することによる効果

◇包括的な支援が可能

ひとり親支援担当では、経済的な理由で塾へ通うことができない、ひきこもり傾向にあり外出することが困難な児童・生徒等、様々な理由により民間の塾利用ができない、区が実施する他の学習支援事業が利用できないご家庭へ家庭教師を派遣している。一方、生活困窮者支援担当では、外出が可能な生徒を対象とした居場所を兼ねた学習支援を実施している。両事業ではともにひとり親家庭を支援対象としていることから、支援対象者は、この2事業から選択することができる。このため、ひとり親支援担当の相談から生活困窮世帯の相談につながるが多くなり、包括的な支援が可能になっている。

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(高浜市)

◆事業のポイント◆

- 一体的な実施により効率的な支援を実施
- 事業統合は補助金の有効活用もさることながら、要支援世帯へのメリットが大きい(支援が必要な子どもを幅広く継続してカバーできるようになった)
- まちづくり協議会主催の子ども食堂との連携等、地域ぐるみの支援を実施

具体的な取組内容

- 学習支援及び居場所の提供、進路・生活面での相談支援。
- こども食堂及び市民ボランティアと連携した食事提供。
- 市民による講話や仕事体験等の講座を実施し、進学・就職への意識をいち早く持ってもらうとともに、希望する進路へ進むための目標設定等を支援。
- 子どもの成長に応じ、進学や就職、中退の未然防止等、状況に合わせた支援を行い、子どもたちが自ら希望する進路へ進み、将来的に自立していく力を育むことで、「貧困の連鎖」の防止を目指す。



一体的に事業を実施することによる効果

◇効率的・効果的な支援の実施

- 子どもを世帯の別なく把握することができるようになるとともに、学校との連携もしやすくなり、効率的な支援が行えるようになった。
- ひとり親家庭は生活困窮に陥りがちなことに加え、子どもが必要としている支援は、ひとり親世帯と生活困窮家庭でほぼ変わらないため、両事業の統合はスケールメリットを活かした補助金の有効活用にもつながった。
- ひとり親家庭限定で支援していた際は、ひとり親家庭の小学生が卒業した際に世帯の経済状況によっては支援対象外となり必要な支援が届かなくなるおそれがあったが、統合により引き続き支援ができるようになったことが要支援世帯に対する大きなメリットとなり、貧困の連鎖を防止していくうえで一層有効な施策となったと考えている。

～29年度 2事業者に業務委託

ひとり親世帯の子どもへの学習支援

対 象: 小学4～6年生 補助金: 母子家庭等対策総合支援事業費補助金

生活困窮世帯の子どもへの学習支援

対 象: 中学・高校生 補助金: 生活困窮者等自立支援事業費補助金

対象外: 生活困窮世帯の小学生(29年度まで)

統合

30年度 1事業者に業務委託し、一体的に実施

支援が必要な子どもへの学習支援

対 象: ひとり親または生活困窮世帯の小学4～6年生、中高生

補助金: 2補助金を按分

小学生への支援を平日は19時まで延長し、働く家庭をサポート

※小学生と中高生は食事や行事等を合同で実施

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(桑名市)

◆事業のポイント◆

- 複合的な課題を抱えるひとり親家庭を、自立相談支援機関へ円滑に繋げることが可能
- 学習支援ボランティアの奪い合いにもならない
- 子どもが安心して自分の存在を認められる居場所を確保できる

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

◇ボランティアの確保や居場所としての雰囲気づくり

- 継続的なボランティア支援員とのマッチング。
- ボランティア支援員と生徒の相性を大切にしている。
- 自分の存在を認められる居場所としての雰囲気作り。

一体的に事業を実施することによる効果

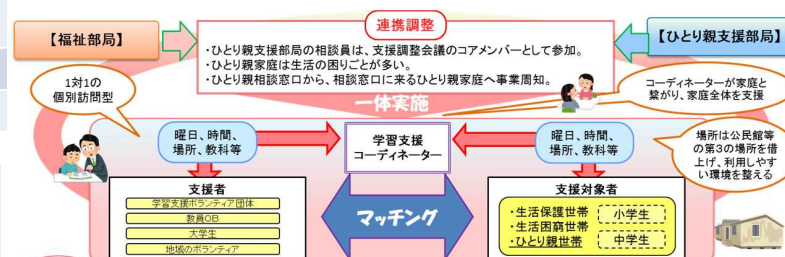
◇効率的・効果的な支援の実施

- 申請・受付が窓口が1つとなって利用者として迷うことがない。

◇ひとり親家庭や生活困窮世帯の子ども共通の課題への対応

- ひとり親世帯と困窮世帯とは少なからず関係があると考えられ、ケースをとおし広く見ることができ、生活全体の相談に入って行きやすい。

連携イメージ



具体的な取組内容

- 桑名市では、平成27年度より、子どもの学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。
- 子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーディネーター」を配置。日時・場所(自宅含む)・教科等をマッチングし、個別訪問型の支援を実施。併せて、学習支援コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(調布市)

◆事業のポイント◆

○ 教育部門、保健福祉部門や地域団体等の関係機関との情報共有・連携を通じて、ひとり親家庭や生活困窮世帯を地域で支えるネットワークを構築

		生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称		子ども・若者総合支援事業「ここあ」	
対象者		○ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）及び生活困窮世帯の子ども ○高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親家庭の親及びひとり親家庭の20歳未満の子	
実施方式（委託先）		【委託】調布市社会福祉協議会	
対象年齢		○ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子ども ：小学校6年生・中学生 ○高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親家庭の親及び20歳未満の子：中学校卒業後	
支援員		○学習支援員：110名（大学生等のボランティア） ○生活支援員：4名（委託先団体職員（社会福祉士、元中学校教諭等））	
利用する際の申請先		調布市社会福祉協議会 （世帯区分に限らず申請可能） ※ 申請受付後、調布市青少年支援担当部署が申請書を受取り、利用決定通知を交付している。	
実施場所		調布市総合福祉センター （社会福祉協議会に管理・運営を委託） ※ 駅から徒歩圏内でアクセスが良く、会場借料は不要。事務室・居場所事業は専用スペースを確保し、学習支援については、既存のスペースや一部備品等を使用することで、開設に係る費用負担を軽減。	
実施日・時間帯		毎週月・水・金曜日 18:00～20:00 （その他、毎月イベント等を実施）	
事業実績	H29利用者数 （延べ人数）	562人 （全て中学生）	1,322人 小学校6年生：4人 中学生：1,318人
	H30予算額	11,116千円	16,048千円

具体的な取組内容
○ ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもを対象に、大学生等のボランティアによるマンツーマンの学習支援を行うとともに、不登校や引きこもりの子どもも対象に含めた相談や居場所の提供を行っている。また、利用者の利便性に配慮し、事業の申請は全て同一の窓口で行っている。 ○ 事業を通して得た子どもや家庭の情報を関係機関と共有し、各機関において必要な支援を提供することで、ひとり親家庭や生活困窮世帯等が地域で孤立すること防止する。
一体的に事業を実施するにあたって工夫していること
◇大学生等ボランティアの確保方法 ○ 市内及び近隣の大学へ出向き、ボランティアセンターや大学構内へのチラシ掲示等実施しボランティアを募集するほか、本事業に理解のある大学教授の協力のもと、講義の中で事業紹介やボランティアの募集をし、その場での登録も行っている。また大学の同窓会の協力のもと、学生会員への事業紹介を実施してもらっている。 ○ そのほか、本事業のボランティアの養成を目的として学生ボランティアのリーダー養成研修を実施し、本事業以外のボランティア活動を行っている方を含め、ボランティア同士の幅広い交流による口コミでの登録もある。 ○ また高等学校卒業程度認定試験合格を目指すための学習支援ボランティアについては、民間団体の協力を得て、同試験合格経験のあるひとり親や教員免許を持つボランティアを確保している。 ◇事業運営委員会と事務局会議の実施 ○ 学識経験者や教育委員会、民間団体等外部委員も含めた運営委員会を設置（年4回開催）、事業の実施状況や効果の検証を行っている。また、ひとり親支援、生活困窮者支援担当及び不登校や引きこもりの子どもへの支援を担当する部署と事業委託先団体で、運営会議を毎月開催し、利用者の状況や支援の課題などの情報の共有を行うとともに、事業の実施状況を踏まえた今後の事業方針の検討を行っている。 ◇子どもや家庭の状況の把握、その他の支援との連携 ○ 学校、母子・父子自立支援員、民生児童委員などの関係機関等と、支援が必要な子どもや家庭の状況について情報を共有するとともに、子どもや家庭の状況に応じた支援につなげるなど、本事業に従事する生活支援員が地域支援コーディネーターとしての役割を果たしている。

一体的に事業を実施することによる効果
◇効率的・効果的な支援の実施 ○ 学校などの教育部門と福祉部門の双方が支援している家庭も多く、関係機関の連携のもとで一体的な支援を行う体制を確保することで、支援が必要な家庭の早期把握に資するとともに、関係機関における各支援の相乗効果が期待できる。 ○ また、対象世帯を区別することなく事業を実施することで、利用者の利便性の向上だけでなく、ボランティアや会場の確保等も効率的に行うことができる。 ◇ひとり親家庭や生活困窮世帯の子ども共通の課題への対応 ○ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもは、学習面や基本的な生活習慣の習得などの生活面の支援が必要であるなど、共通する点も多く、一体的に支援する中で把握した情報を、ひとり親支援担当と生活困窮者支援担当が共有し検証することで、両施策の連携強化や施策の向上に資することが期待できる。

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(船橋市)

◆事業のポイント◆

○ 高等学校等進学後における家庭の状況の把握や子どもの悩み相談などのアフターケアを含めた継続的な支援の実施

	生活困窮・生活保護	ひとり親	
事業名称	生活困窮世帯等学習支援事業		
対象者	ひとり親世帯等（児童扶養手当を受給または同様の所得水準のひとり親世帯及び養育者世帯）、生活保護世帯、生活困窮世帯（就学援助制度認定）の子ども		
実施方式（委託先）	【委託】株式会社 ヒューマン・タッチ		
対象年齢	中学生		
支援員	○教室長：6名（元教員1名、塾講師・家庭教師経験者2名、臨床心理士1名、元インストラクター2名） ○インストラクター：約100名（元教員、塾講師、大学生等）		
利用する際の申請先	船橋市地域福祉課（生活困窮者支援担当） ※世帯区分に限らず申請可能		
実施場所	船橋市内全4会場（6教室） ※船橋市は地域を5行政ブロックに分けており、各行政ブロックに実施場所を設置できるよう会場を検討した。 （現状は4行政ブロックまで設置済）使用する施設は、一般利用者の妨げとならないよう、閉館後の施設を使用している。		
実施日・時間帯	原則週2日（各教室） ①南部：火・金 18：00～20：00 ②東部A：月・木 18：00～20：00 ③東部B：水・土（水）18：00～20：00 （土）17：00～19：00 ④西部：月・木 18：00～20：00 ⑤北部A：火・木 18：00～20：00 ⑥北部B：水・金 18：00～20：00		
事業実績	H29利用者数（実人数）	生活困窮世帯：68人 生活保護世帯：49人	ひとり親世帯等：120人
	H30予算額	58,652千円	

1

具体的な取組内容
○ ひとり親世帯等、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもを対象に、教員OBや大学生等による学習支援を行い、学習習慣を定着させ、基礎的な学力向上を図るとともに、進学及び進路相談などの支援を行う。 ○ 学習支援事業に参加し、高等学校等へ進学した子どもを対象に、生活状況の把握や悩み相談などの継続的な支援を実施する。
一体的に事業を実施するにあたって工夫していること
◇利用申請の受付や事業実施場所の確保方法 ○ 申請の受付、事業の実施場所の選定（会場の確保や日程調整）や実施状況の確認等を同一の部署（生活困窮者支援担当）で実施している。 ○ また、事業の利便性の向上を図る観点から、利用者が利用しやすい会場を選択することができるよう、事業実施場所を複数確保するよう努めている。 ◇事業周知方法 ○ 事業を実施するに当たり、ひとり親支援担当や生活保護担当から対象者に対し、実施日や時間帯、会場等についての案内を送付するなど、利用動員を行うとともに、市内の中学校の協力のもと、就学援助制度の認定通知を配布する際に、学習支援事業の案内も同封するなど、教育部門との連携を図っている。

一体的に事業を実施することによる効果
◇事業の効率的な実施 ○ 申請の受付窓口等を一本化することで、利用者の利便性の向上が図られるとともに、会場の確保や日程などについての各担当間の協議の省略や、対象者を区別せずに支援することで、インストラクターの人件費や事務費などの経費を軽減することができ、事務の効率化が図られる。 ○ 複数の会場で実施する場合であっても、それぞれの会場の利用者を一定程度確保し、事業を確実に実施することができる。また、会場を利用者が選択できる環境を整えることで、利用者の利便性向上と利用促進にもつながる。

平成30年度からの新たな取組み（高等学校等進学後支援について）
◇新たな取組みの内容 ○ ひとり親世帯等、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもについては、継続的に子どもの状況を把握し、必要な支援につなげることが重要であることから、高等学校等進学後においても、引続き学校生活や日常生活における不安等の悩み相談などのアフターケアを実施している。 ◇期待される効果 ○ 悩み相談を実施することで、子どもや家庭におけるリスクを早期発見し、中退を防止するとともに、必要な支援につなげることができる。 ○ 学校や保護者に相談しにくい悩みの相談ができる体制を確保することで、子どもの精神面のケアも期待できる。

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(豊橋市)

◆事業のポイント◆

○ 個々の子どもの学習記録を作成し、学習意欲や学力の状況を把握することで、ひとり親家庭等及び生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもの学習のつまづきを早期にケアし、高校、大学等への進学につなげる。

		生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称		学習教室ステップ	
対象者		ひとり親家庭、養育者家庭、生活困窮世帯、生活保護世帯の子ども	
実施方式（委託先）		【直営】ひとり親支援・生活困窮支援担当課の双方が所管	
対象年齢		中学生・高校生	
支援員		69名（大学生及び大学院生） ※県内外10大学からの協力	
利用する際の申請先		市福祉事務所のひとり親支援担当・生活困窮世帯支援担当双方の窓口において受付を実施。 ※世帯区分に限らずどちらの窓口でも申請可能	
実施場所		①豊橋市民センター ②豊校区市民館 ③アイプラザ豊橋 ④豊橋市視聴覚教育センター	
実施日・時間帯		①毎週土曜日 13：30～16：30 ②・③隔週土曜日 13：30～16：30 ④隔週土曜日 13：00～16：00	
事業実績	H29利用者数 （延べ人数）	306人 中学生：216人 高校生：90人	308人 中学生：262人 高校生：46人
	H30予算額	1,039千円	1,039千円

具体的な取組内容

○ ひとり親家庭等及び生活困窮世帯の子どもを対象に、気軽に相談できる大学生を講師とする学習支援を行い、学習意欲の喚起、学力の向上を図る。

○ 大学生が講師となることで、子どもがより親近感を持って気軽に質問や相談をしやすい環境としている。また学習だけでなく、休憩時間におやつを提供を行い、子どもと歓談しながら生活面の様子を聞き取っている。その他、お楽しみ会を開催する等、気軽に参加できる「居場所」の提供を行っている。

＜学習支援の様子＞

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

◇講師（大学生ボランティア）の確保方法

○ 豊橋市ホームページや市広報誌において募集を行うとともに、近隣の大学と協力し、市担当者が直接大学に赴き、講師募集に関する説明会を開催している。また、大学の掲示板にチラシを掲載してもらっている。

◇ひとり親家庭等支援担当と生活困窮世帯支援担当との連携

○ 当事業の利用者及び講師の情報を両担当で共有し、教室運営やシフト調整に活用している。講師採用の面接は、両担当が同席している。

◇個々の子どもの学習記録を作成し、子どもの学習意欲や学力に応じた支援を実施

○ 「学習記録票」は共通の様式を使用し、学習内容や生活状況を記録できるようになっている。記録をもとに、個々の子どもの状況に応じた学習支援を行うとともに、生活面の状況もあわせて把握することで、各家庭の状況に応じた支援につなげている。

○ 毎月、2課が共同で当事業に関する通信を参加者あてに送付し、開講日程・講師紹介・各会場の出席状況・季節のコラム等を掲載し、子どもの出席率向上を図っている。

一体的に事業を実施することによる効果

◇事業の効率的な実施

○ ひとり親家庭等支援担当及び生活困窮世帯支援担当の窓口双方で利用申請を受け付けることで、利用者の利便性の向上が図られる。また、会場数が増えるため、利用者が継続して通いやすい会場を選択でき、利用者数を確保することができる。

○ 講師も希望会場を選択することができるため、必要な講師数を確保しやすいとともに、各会場での過不足時など講師の柔軟な配置を行うことができる。また、任用登録や賃金支払など、一括して行える。
※会場数：4会場（2課合計）、延べ123回開催（平成30年度）

◇子どもの学習記録を活用した各種支援との連携

○ 学習記録はひとり親家庭等、生活困窮世帯ごとに管理を分けている。各担当会場で講師が作成した「学習記録票」は、世帯区分に応じ、各支援担当課に情報提供し、支援につなげている。

消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

- 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と生協の違い

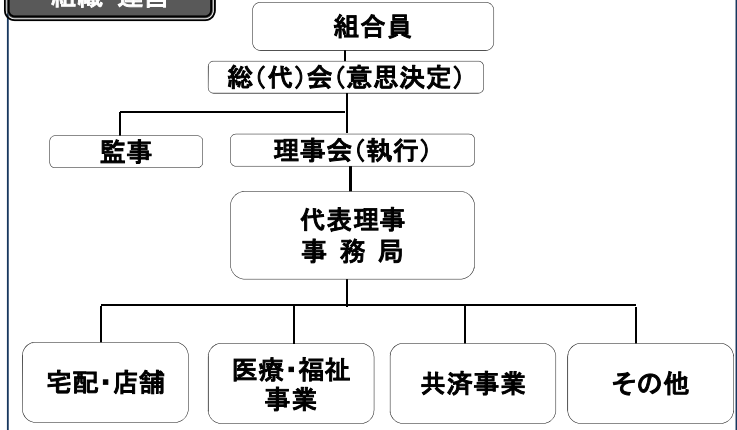
生協
・店舗、宅配、
共済などの
事業
・社会的、公
共的活動

出資
運営
利用

組合員1人
が1票の議
決権等

出資が多くても少なくても
平等である。

組織・運営



株式会社

出資・配当

大株主

・持株数が影響
・高配当
・投資目的

事業手段

出資・配当

小株主

スーパー
マーケット

利用

消費者
お客様

消費生活協同組合(生協)の概要について

事業の種類と現状

協
同
組
合

消費生活協同組合

組合数 938組合
組合員数 6,636万人(延べ)

[生協種別]

・地域生協 組合数 457組合
組合員数 5,853万人
※ 原則、都道府県の区域内

・職域生協 組合数 398組合
組合員数 783万人

・連合会 組合数 83組合

[所管別]

厚生労働大臣所管 60組合

都道府県知事所管 878組合

農業協同組合

漁業協同組合

中小企業協同組合 等

供給・利用事業 (608組合)

共同購入

店舗供給 等

食堂・喫茶 等

共済事業(112組合)

〈兼業規制〉
共済事業を行う一定規模以上の生協は、契約者保護の観点から、他の事業を兼務できない。

生命共済

火災共済

自動車共済 等

医療事業(115組合)

病院・診療所

福祉事業(183組合)

介護・障害者福祉

※ 組合員数・組合員数は平成29年度消費生活協同組合実態調査による

平成29年度消費生活協同組合(連合会)実態調査の概要

組合員活動の状況

約600組合が組合員活動を実施しており、約219万人(延べ数)が参加。その内容は、食育活動や産地見学などの食に関する支援が最も多く、次いで文化活動や子育て支援活動が多く行われている。

	(N=938)	
	H28年度	H29年度
実施組合数	649 (69.2%)	626 (66.7%)
延べ参加人数	205万4千人	218万9千人
開催回数	38万回	35万7千回

(活動内容内訳)	単位: 組合	H28年度	H29年度
子育て支援活動		151	140
家事援助活動		84	83
食事会		98	97
居場所の提供(サロン)		114	120
介護予防活動		97	86
移動支援		21	25
相談支援		105	93
食に関する支援		284	260
文化活動		218	214
被災地支援		127	118
防災・減災活動		88	94
助成活動		65	60
その他		297	265

(注)組合員活動とは、生協法の規定に基づく事業とは異なり、組合員有志による任意の助け合い活動等として行われるものである。

平成29年度消費生活協同組合(連合会)実態調査の概要

行政との協定締結状況

災害時の物資供給協定など、自治体との間で協定を締結している組合は128組合(13.6%)であった。その内訳は以下のとおり。

①災害時緊急物資協定

行政と災害時緊急物資供給協定を締結している組合は、82組合であった。

(N=938)

	実施組合数				協定締結箇所数		
		地域	職域	連合会		都道府県	市町村
行政との災害時緊急物資供給協定	82 (8.7%)	66	12	4	758	40	718

②高齢者見守り協定

行政と高齢者見守り協定を締結している組合は、84組合であった。

(N=938)

	実施組合数				協定締結箇所数		
		地域	職域	連合会		都道府県	市町村
高齢者見守り協定	84 (9.0%)	79	5	0	1,446	73	1,373

③包括連携協定

行政と包括連携協定を締結している組合は44組合であった。

(N=938)

	実施組合数				協定締結箇所数		
		地域	職域	連合会		都道府県	市町村
包括連携協定	44 (4.7%)	38	0	6	156	23	133

(注)協定締結箇所数は、組合が複数の行政と締結しているなど重複計上されている。

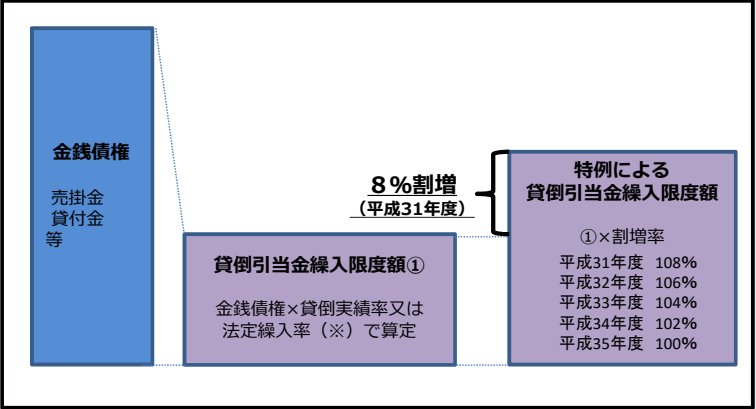
(注)包括連携協定とは、行政と組合が、特定分野のみでなく広く地域の課題に対応していくために連携・協働するための協定をいう。

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止する。
なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

2. 制度の内容

出資組合である生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置については廃止する。ただし、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、法定繰入率又は貸倒実績率にて算定した貸倒引当金繰入限度額に割増率（10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率）による割増しを認める経過措置を講ずる。



(※) 法定繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに
に応じた数値を活用して引当金を
算定する。資本金1億円以下の中
小企業及び事業協同組合等が適用
を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10／1000
製造業	8／1000
金融・保険業	3／1000
割賦販売小売業	13／1000
その他	6／1000

平成31年度予算額(案)の概要

社会・援護局地域福祉課

事 項	平 成 30 年 度 予 算 額 千円	平 成 31 年 度 予 算 額 (案) 千円	差 引 増 △ 減 額 千円	備 考
1 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり	2,569,402	2,755,555	186,153	○ 改正社会福祉法(平成30年4月施行)に基づき、複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備を推進するため、 ・住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組 ・住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり ・様々な相談機関のネットワーク構築 に係る、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。 【新規事項(当該所管分)】 ・仕事と地域活動の両立促進 〇. 3億円 労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、50代労働者の地域活動への参加を促す民間機関等の取組を促進するとともに、その普及に取り組む。
2 生活困窮者自立支援制度の着実な推進	生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金 432億円 の内数 等 ＜必須事業＞ ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 (・被保護者就労支援事業(保護課所管)) ＜任意事業＞ ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業 ・都道府県による市町村支援 ・福祉事務所未設置町村による相談 ・その他事業 (・被保護者就労準備支援事業(保護課所管))	生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金 438億円 の内数 等	—	○ 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいなど複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進する。 【新規事項(当該所管分)】 ・子どもの学習・生活支援事業の推進 生活困窮世帯の子どもへの支援を強化するため、これまでの学習支援に加えて、子どもや保護者に生活習 慣や育成環境の改善に関する助言を行う取組に対する支援を充実することにより、学習等の支援との一体的実施を促進するなど、子どもの学習・生活支援事業を更に推進する。 ・居住支援の推進 一時生活支援事業について、シェルター等における衣食住等の日常生活に必要な支援に加えて、シェルター等対象者や居住に困難を抱え社会的孤立状態にある生活困窮者が、地域で継続的・安定的な居住の場を確保できるよう、一定期間、訪問による見守りや生活支援などを行う機能を拡充する。また、入居に要する初期費用のない住居喪失者等が、一時的な居住先を確保できるよう、借り上げ型シェルターの確保に向けた一層の支援を行う。 ・就労・定着支援体制の充実 生活困窮者のうち、障害のうかがわれる者など専門的な対応が必要となる者に対し障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした就労面・生活面の一体的な支援を実施し、就労・定着支援の充実を図る。 また、直ちに一般就労が困難な者に対する支援付き就労(就労訓練事業)について、利用者受入れを促進するための体制整備の強化を図る。 ・都道府県による市町村支援の充実 都道府県が管内市町村に対して行う市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等への取組を推進するとともに、「支援者専用電話相談ライン(仮称)」の開設など、支援員に対する相談・助言等を行う体制を構築する。 ・生活福祉資金貸付の償還の取組強化 生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組みを導入する。 ・自治体・支援員向けコンサルティングの実施 地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。
3 成年後見制度の利用促進	—	350,747	350,747	【新規事項(当該所管分)】 ・成年後見制度の利用促進のための体制整備 〇. 5億円 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、認知症施策・障害者施策と連携を図りつつ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における先駆的取組を推進する。 また、国において、中核機関や市町村職員等に対する研修を実施する。
4 地域福祉関連事業	1,458,843	1,459,754	911	
(1)ひきこもり対策の促進	530,658	530,658	0	
(2)寄り添い型相談支援事業	750,000	750,000	0	
(3)全国社会福祉協議会活動の推進	178,185	179,096	911	○ 統一単価の増
5 地方改善事業関係	4,039,256	5,071,068	1,031,812	
(1)地方改善事業費	3,589,510	3,598,822	9,312	○ 統一単価の増
(2)地方改善施設整備費	449,746	1,472,246	1,022,500	○ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 等 (※生活館の整備は、アイヌ政策推進交付金(仮称)へ移管)
6 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援	751,871	1,147,258	395,387	(参考)【平成30年度2次補正予算(案)】 隣保館の耐震化整備等に関する緊急対策 〇. 9億円 隣保館について、耐震改修整備、ブロック塀の改修整備の緊急対策を実施する。 ※ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
(1)東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 190億円の内数	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 177億円の内数	—	
(2)被災者に対する見守り・相談支援等の推進	751,871	1,147,258	395,387	○ 災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。
7 その他(本省費等)	168,750	306,586	137,836	○ 主な経費 ・生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 1. 2億円 生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進を通じて、支援の質の向上を図る。 また、地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。 (参考)【平成30年度2次補正予算(案)】 ・生活困窮者自立支援統計システムの改修 〇. 5億円 自立相談支援窓口における相談支援内容等の詳細なデータ分析が可能となるよう、必要な改修を行う。
合 計	8,988,122	11,090,968	2,102,846	

※内数表記のものは、合計には含めていない。